第6章 農村振興局

第1節 農山漁村及び中山間地域 対策等の振興

1 農山漁村の振興

農村は、農業者を含めた地域住民の生活の場であり、 そのような場で農業が営まれていることにより、農業 の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることか ら、農業が食料その他の農産物の供給の機能及びそれ 以外の多面的機能を適切かつ十分に発揮できるよう、 農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福 祉の向上により、農村の振興が図られなければならな い。

このため、豊かな自然環境や伝統文化に恵まれた農村が、農業者はもとより幼児から高齢者まですべての地域住民にとって、また、都市住民からみても、活力と魅力ある地域社会となるよう努めた。特に少子高齢化の進行等も踏まえ、高齢者や女性が暮らしやすく活動しやすい農村の形成を図った。

また、農村においては、農家人口の減少と混住化が 進んでおり、さらに、地域産業の経営の厳しさ、過疎 化・高齢化の進展等によりその活力が低下している。

このため、農村における土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の振興その他農村の総合的な振興に関する施策を計画的に推進し、地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住みよいアメニティに満ちた農村とするため、農業生産の基盤の整備と交通、情報通信、衛生、教育、文化等の生活環境の整備その他の福祉の向上とを総合的に推進し、必要な施策を実施した。

その際、農業の振興はもとより、自然、歴史、文化、 景観等の地域資源を活用しながら、また農村の有する 豊かな自然環境との調和を図り、個性的で魅力ある地 域づくりを総合的に進め、生活支持機能の向上を図っ た。

また、少子高齢化の一層の進展や厳しい財政状況にかんがみ、一つの市町村では対応できない諸課題が増加していることを踏まえ、平成13年8月に政府市町村

合併支援本部がとりまとめた「市町村合併プラン」に 各種事業を盛り込み、地域の共通の課題に対し複数の 市町村が広域的に連携・機能分担を図りつつ施設整備 を行うなど効率的・効果的な地域づくりを進めた。

さらに、農村の自立的な発展を図るため、地域住民 が誇りと意欲を持って自主的な取組を展開することが 重要であることにかんがみ、多様な主体の参加と連携 による個性ある地域づくりを推進した。

また、平成14年4月に策定・公表した『「食」と「農」の再生プラン』の施策の柱の1つとして、「都市と農山漁村の共生・対流」を位置づけ、多くの人が都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイルの実現に向け、都市住民の気持ちと行動を農山漁村に向かわせることへの支援、都市と農山漁村の橋渡し及び農山漁村の魅力の向上のための施策に取組み、その一環として、都市住民にはゆとりややすらぎが得られ、農山漁村の人々には都市の持つ魅力へのアクセスが可能となるよう、都市と農山漁村の間で「人・もの・情報」が循環する共通社会基盤を備えた新たなむらづくりを、広域での連携の下、旧市町村のまとまりで推進した。

さらに、平成14年6月に閣議決定された「経済財政 運営と構造改革に関する基本方針2002」の経済活性化 戦略において、国民運動として民間の取組み拡大を図 り、都市と農山漁村の共生・対流を推進することが位 置づけられ、平成14年9月に副大臣会議において内閣 官房副長官及び関係7省の副大臣で構成するプロジェ クトチームを設置し、都市と農山漁村の共生・対流の 推進に向けた国民運動の展開について検討を行った。

2 中山間地域等の振興

中山間地域等は、農家数、耕地面積、農業粗生産額とも全国の約4割を占め、我が国農業の重要な部分を担うとともに、国土・環境の保全、保健休養の場の提供等の面でも重要な役割を果たしている。

しかしながら、中山間地域等は、傾斜地が多く、まとまった農地が少ないなどの制約があり、規模拡大が困難な上、定住条件の整備が立ち遅れており、農業者の高齢化による担い手の減少や耕作放棄地が増加するなどの実状にある。

このような中山間地域等の活性化を図るため、地域の基幹産業である農業の振興を図るとともに、多様な就業機会の確保、更には都市地域に比べて立ち遅れている生活環境の整備に力を入れているところである。

具体的には、農業生産活動を維持するための中山間 地域等直接支払制度や新山村振興等農林漁業特別対策 事業を中心とした各種の施策を実施することにより、 中山間地域等の活性化に努めている。

(1) 各 種 事 業

· 新山村振興等農林漁業特別対策事業

山村等中山間地域の振興を一層促進するため、地域の特性を活かした多様な地域産業振興、山村と都市の交流の促進と、これを支援する豊かな自然環境の保全及び地域の担い手の確保に重点を置いた総合的な地域振興施策を展開することとし、14年度は428地区において、国費150億8,649万円の補助を行っている。事業内容は次のとおりである。

- ア 事業対象地域は、山村振興法、過疎地域自立促 進特別措置法、半島振興法、離島振興法及び特定 農山村法により指定された地域
- イ 事業費規模は一般型にあっては2.2億円、全部 山村・特定農山村型にあっては3.3億円、広域型 にあっては4.4億円
- ウ 補助対象事業は以下のとおり
 - (ア) 農林漁業振興事業

地域の特性を活かした高付加価値・高収益型 農業の確立等による農林漁業の振興のために必要 な生産基盤及び近代化施設等の整備を行う事業

(イ) 就業所得機会創出事業 地域の特性と資源を活かした多様な就業形態 を可能とする施設等を整備する事業

(ウ) 山村·都市交流促進事業

多面的な山村・都市交流の促進、自然環境を 活かした山村と都市の子供等相互の体験や学習 機会の向上に必要な施設等を整備する事業

(工) 自然景観保全推進事業

森林や耕作放棄地等について、適正な利用を 図るとともに、集落機能・地域景観の保全を図 るために必要な施設等を整備する事業

(オ) 定住促進生活環境整備事業

地域住民が豊かで住み良い生活を享受し得る 快適な生活空間の形成を図るために必要な施設 等を整備する事業

(カ) 高齢者・女性等生きがい発揮促進事業 高齢者の生きがい発揮と女性の能力を十分発 揮するために必要な施設等を整備する事業

(+) 山村振興等地域連携推進事業

事業内容を効率的かつ効果的に実施するため に必要な地域関係者の内発的取組と合意形成を 図るための企画・調整・調査等を行う事業

·特定農山村総合支援事業

特定農山村法に基づく農林業等活性化基盤整備計画に即したソフト活動を地域の実情に応じて計画的に実施するための財源として、市町村が1地区平均基金規模2,175万円の中山間地域振興資金の造成に必要な経費について補助率1/3を助成し、中山間地域の活性化の取組を支援するもので、平成14年度は102市町村において国費3億7,700万円の補助を行っている。

・離島・へき地電気導入事業

農山漁村電気導入促進法に基づき、電気の導入を しようとする農林漁業団体に対して、農林漁業金融 公庫資金の融通を行ったほか、離島振興対策実施地 域等の電気導入事業につき、都道府県が補助する場 合に要する経費に対しての補助を行っている。

(2) 中山間地域等直接支払制度

河川の上流域に位置し、傾斜地が多い等の立地特性から、農業生産活動等を通じ国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮している中山間地域等では、高齢化が進行する中、平地地域と比べ農業の生産条件が不利な地域があることから、担い手の減少、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている。

このため、担い手の育成等による農業生産活動等の維持を通じて、中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保する観点から、直接支払いを実施している。

ア 対象地域及び対象農用地

特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興 法、離島振興法、沖縄振興開発特別措置法、奄美 群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特 別措置法の指定地域及び都道府県知事が指定する 地域のうち、a~eの要件に該当する農用地区域 内に存する1 ha以上の一団の農用地

- a 急傾斜農用地
- b 自然条件により小区画・不整形な田
- c 草地比率の高い地域の草地
- d 市町村長が必要と認めた農用地 (緩傾斜農 用地、高齢化率・耕作放棄率の高い農地)
- e 都道府県知事が定める基準に該当する農用 地

イ 対象者及び交付額

対象農用地において集落協定等に基づき5年間 以上継続して農業生産活動等を行う農業者等に対 して、対象農用地面積に、平地地域と対象農用地 との生産条件の格差を基に算出した交付単価を乗 じた額を交付する。

ウ 事業実施主体等

- a 事業実施主体 市町村
- b 予算額 33,000,363千円

また、中山間地域等直接支払交付金の交付に当たっては、中山間地域等直接支払交付金制度の趣旨の徹底、明確かつ合理的・客観的基準に基づく対象地域及び対象農用地の指定並びに対象行為の確認等が行われることが必要である。

このため、都道府県及び市町村が行う交付金の 交付等を適正かつ円滑に実施するために必要な経 費に対し助成する中山間地域等直接支払推進事業 を実施している。

予算額

1,199,706千円

3 特定地域の振興

ア 山村振興対策

14年度における農林水産業関連予算は、生産基盤と生活環境の一体的整備3,006億87百万円、地域農林水産業の生産振興4億99百万円、各種支援活動の展開による地域の活性化16億98百万円、農林地の有する国土・環境保全機能を維持・保全するための支援369億28百万円、公益的機能の高度発揮のための森林の整備等林野庁関連3,121億64百万円である。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げ、 採択基準の緩和等の措置を講じている他、市町村が 管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道の整備 の都道府県による代行制度や農林漁業振興のための 農林漁業金融公庫等からの資金の貸付制度を措置し ている。

イ 特殊土壌地帯対策

鹿児島のシラス等災害を受けやすい特殊土壌地帯の対策として国土交通省、総務省等とともに各種施策を実施。14年度の農林水産業関連予算は、治山240億43百万円、農業農村整備944億5百万円である。

なお、事業の実施に対し、補助率の引き上げ、採 択基準の緩和等の措置を講じている。

ウ 過疎地域対策

14年度における農林水産業関連予算は、生産基盤と生活環境の一体的整備3,006億87百万円、地域農林水産業の生産振興4億99百万円、各種支援活動の展開による地域の活性化14億81百万円、農林地の有

する国土・環境保全機能を維持・保全するための支援368億67百万円、多面的機能の持続的発揮のための森林の整備等林野庁関連3,121億64百万円である。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げ、 採択基準の緩和等の措置を講じている他、市町村が 管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道の整備 の都道府県による代行制度や農林漁業振興のための 農林漁業金融公庫等からの資金の貸付制度を措置し ている。

エ 豪雪地帯対策

14年度における豪雪地帯対策に関する農林水産業 関係予算は、農業関係3,442億47百万円、林業関係 1,130億70百万円、水産業関係1,988億29百万円である。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げ、 採択基準の緩和等の措置を講じている他、市町村が 管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道の整備 の都道府県による代行制度を措置している。

才 半島振興対策

14年度における農林水産省の関連予算は、生産基盤と生活環境の一体的整備1,671億10百万円、農林地の保全・管理活動等への支援351億90百万円である。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げ、 採択基準の緩和等の措置を講じている他、市町村が 管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道の整備 の都道府県による代行制度を措置している。

カ 離島振興対策

14年度における離島振興に関する農林水産業関係 予算は、

- (ア) 国土保全関係41億5百万円(うち治山21億円、 農地海岸5億68百万円、漁港海岸14億37百万円)
- (イ) 産業基盤整備593億44百万円 (うち農業農村整備136億97百万円、森林整備26億47百万円、水産 基盤整備430億円)

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げ、採択基準の緩和等の措置を講じている。

キ 奄美群島振興対策

14年度における奄美群島振興に関する農林水産業 関係予算は、

- (ア) 公共事業では、
 - a 国土保全関係 6 億12百万円 (うち治山3億20 百万円、農地海岸 2 億23百万円、漁港海岸69 百万円)
 - b 産業基盤整備156億22百万円(うち農業農村 整備122億16百万円、森林整備9億1百万円、 水産基盤整備25億5百万円)
- (イ) 非公共事業では

- a さとうきび生産対策326億92百万円の内数
- b 特殊病害虫特別防除 1億7百万円 である。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き 上げ、採択基準の緩和等の措置を講じている。

ク 活動火山周辺地域防災営農対策

火山の爆発に伴う降灰等により農産物が被害を受け農業経営に著しい支障を及ぼすおそれのある地域に対し、活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)第8条により都道府県知事が策定した防災営農施設整備計画に基づいて行う、防災営農施設の整備等に対し補助している。

14年度は、鹿児島県第10次、宮崎県第7次防災 営農施設整備計画(いずれも14~16年度)に基 づき防災営農対策を実施した。

14年度における防災営農対策の実施状況は表1のとおりである。

表1 14年度防災営農対策の実施状況 (事業費)

(単位:千円)

鹿児島県

公共事業

畑作振興深層地下水調査事業 5,400 非公共事業

降灰防止·降灰除去施設等整備事業 3,180,826 宮崎県

非公共事業

降灰防止·降灰除去施設等整備事業 276,141

4 都市と農村の交流等の促進

(1) 都市農村交流対策事業

全国段階における都市農村交流推進体制の強化、ふるさと情報の一元化による効果的な情報提供により、グリーン・ツーリズム等都市農村交流の国民への普及・定着化を図るとともに、農家民宿の開業や農作業体験活動等の指導者育成のための都市農村交流スクールの開設、専門家の人材バンクの設置、文部科学省との連携による子どもたちの農業農村体験活動の受入体制づくりの支援、都市側高齢者の農業農村体験活動の支援等、魅力ある地域づくりを推進するものである。

a 事業主体 民間団体、都道府県、市町村等

b 補助率 定額 1/2以内

c 予算額 463,663千円

(2) 都市農村交流情報発信対策事業

都市農村交流に取り組もうとする市町村、農協、農家民宿を対象にしたワークショップの開催等を通じ、ITを活用した農村から都市への情報発信のノウハウの体系化、マニュアル化を進め、IT活用を推進する

ための人材育成を支援するものである。

a 事業主体 民間団体

b 補助率 定額

c 予算額 25,000千円

(3) 都市農村ふれあい農園整備事業

地域の実情に応じ、都市住民の円滑な利用に配慮した市民農園を計画的に整備することにより、農地の有効利用の促進、農村景観の向上、個性的で魅力あるまちづくりの推進に寄与するとともに、都市住民が市民農園を円滑に利用することを通じて農業・農村への理解を増進するなど、市民農園を中心とする都市と農村の交流の推進を図るものである。

a 事業主体 市町村、農協等

b 補助率 1/2以内

c 予算額 173,023千円

(4) やすらぎの交流空間整備事業

緑・自然に対する国民のニーズの高まりを背景として、地域の活性化を図るとともに、食料・農業・農村 基本計画に即し、都市住民の農業・農村に対する理解 を深め健康でゆとりある生活を実現するため、自然豊 かな農村空間や伝統文化を活用した都市住民のやすら ぎの場の整備を目的としているものである。

a 事業主体 市町村、農協、民間団体等

b 補助率 定額 1/2以内

c 予算額 300,766千円

(5) 地域資源活用ふれあい交流空間整備事業

「谷津田」等農業上の利用度が低い地域資源を都市 住民の自然とのふれあいの場や子供達の自然教育の場 として活用することにより、都市住民の自然とのふれ あいの実現を図るものである。

a 事業主体 市町村、農協等

b 補助率 1/2以内

c 予算額 100,000千円

(6) 都市農業支援事業

都市農業の維持・振興を図るとともに、併せて都市住民との共生に資するため、住民参加型都市農業ビジョンの策定、農作業体験等の農業を活用したコミュニティ活動の推進、都市農業の有する環境保全、防災等の多面的機能の活用等都市農業に対する支援を推進するものである。

a 事業主体 市区、農業協同組合

b 補助率 1/2以内

c 予算額 35,000千円

(7) 遊休農地解消総合対策事業

地域の自主性・創意工夫の発揮を通じた遊休農地の 解消活動の支援を行うとともに、遊休農地の農業的利 用の推進を図る土地条件の整備等を行うことにより、 優良農地を確保、地域農業の振興、土地利用の秩序化 の計画的な推進を図るものである。

a 事業主体 市町村、農協、全国農業会議所等

b 補助率 定額 1/2以内

c 予算額 158,487千円

5 農村における就業・所得機会の創出等

(1) 農村地域への工業等導入の促進

- ア「農村地域工業等導入促進法」は、農村地域への工業等導入を積極的かつ計画的に促進するとともに、農業従事者がその希望及び能力に従ってその導入される工業等に就業するための措置を講ずること等により、農業と工業等との均衡ある発展及び雇用構造の高度化に寄与してきた。本法に基づき、14年3月末現在で1,218市町村において8,268社が導入され、約51万人が雇用されている。
- イ 農村地域への工業等の導入を促進するために、次 の事業を実施した。
 - (ア) 農村地域工業等導入促進施策の一環として、地方公共団体等による工場用地等の取得・造成並びに立地する企業の設備等の導入を円滑に促進するため、農村地域工業等導入資金の貸付けを行った農協系統金融機関に対し、都道府県が利子補給を行った場合にその経費を国が補助する農村地域工業等導入資金融通促進事業について、14年度には8年度から13年度までの融資額115億円について引き続き利子補給を行い、新たに27億円の融資を行った。
 - (イ) 農業構造の改善を促進するため46年度からほ場整備事業、土地改良総合整備事業、農道整備事業及び農業用用排水整備事業を内容とする工業等導入関連農業基盤整備事業(農村総合整備事業の地域開発関連整備事業)を国庫補助率45%で実施してきたが、14年度には、継続4地区について事業を実施した。
 - (ウ) 農村地域への工業等の導入を円滑に推進するため、工業等の導入についての情報の収集及び提供、調査、広報並びに指導を行うことを目的とする財団法人農村地域工業導入促進センターに対して、運営費の助成を行った。

(2) 農業就業改善対策

ア 就業機会創出支援事業

農業者の就業環境の整備、就業機会の確保を図る ため、次の活動を実施した。

(ア) 都道府県段階においては、事業の実施方針の企

- 画立案を行うとともに、市町村段階の行う就業に 関する農業者への指導・助言活動、地域資源の利 活用活動、企業誘致活動に対して指導等を行った。
- (イ) 不安定兼業農家比率が高い等の条件にある市町 村段階においては、地域の就業環境の改善方策を 策定するとともに、農業就業面、農外就業面に係 る問題を有する農業者に対しての指導及び助言、 改善方策に基づく具体的な活動の検討・改善活動 を実施した。
- (ウ) 農産物等の地域資源を利活用した内発型の産業 創出に積極的に取り組んでいる市町村においては、 地域資源活用方策の検討を行うとともに、取組み を行う農業者等のグループに対する助言・指導活 動を実施した。
- (エ) 農村地域工業等導入に熱意のある市町村においては、農村地域工業等導入実施計画の策定に関し、検討を行うとともに、工場用地等の条件等についての広報活動等を実施した。

イ 国際農業交流促進特別対策事業

全国拓植農業協同組合連合会(JATAK)は、中南米諸国等の農業者組織との提携によりこれらの農業者との技術及び情報の交流、農業技術普及交流センター活動及び資金協力等を推進することにより、中南米諸国等の日系農業者の経営近代化及び我が国の国際協調の促進に資する活動を行った。

農林水産省は、JATAKの行う国際農業交流促進 特別対策事業について189,581千円を交付し事業の 推進を図った。

- (ア) JATAKの行う国際農業交流促進特別対策事業
 - a 地域農業プロジェクト協力事業

日系農業者の技術基盤等の強化のため、重点 地区を対象に、専門家による技術指導、リーダー 育成、研修生の受入れ等をパッケージしたプロ ジェクト協力事業を実施した。

b 農業技術普及交流センター活動事業

農業技術の試験研究、成果の普及等を行う農業技術普及交流センターの施設・備品を整備し、研究員による試験研究を行うとともに日系農業者等に対する研修等を通じて日系農業者等間の交流及び技術、情報等の普及を図る事業を行った。

c 資金援助推進対策事業

日系農業者等に対する資金援助を推進するため、農業援助資金及び農地取得資金を融通した 金融機関に対し、利子補給を行った。

d 農業交流推進活動

国際農業交流促進特別対策事業の円滑な推進

と発展方向を位置づけるための検討委員会を開催するとともに、農業交流に関する啓蒙普及資料等の各種情報の提供を行った。

(4) 農業拓植基金協会の行う農業移住者援護事業 財団法人地方農業拓植基金協会と社団法人中央 農業拓植基金協会は、農業移住者等の資金調達の 円滑化に資するため、その援助者の金融機関から の借入金について債務保証を行った。

3 外国人研修

・外国人研修制度の適正な推進・技術実習制度定着化 のための調査

送り出し機関・受入れ機関の研修状況、技能実 習ニーズの把握、技能実習対象職種の解説資料作 成等を目的として、側国際研修協力機構等に対し、 22,959千円で委託した。

第2節 農用地の確保と計画的な 土地利用の推進

1 農業振興地域の整備

国土資源の合理的利用の観点から土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の近代化のための必要な条件を備えた農業振興地域を保全・形成し、当該農業振興地域について農業に関する施策を計画的に推進するため「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和44年法律第58号)が44年9月に施行され、農業振興地域制度が発足した。その後、農業振興地域における土地の計画的効率的な利用を一層促進するために同法の一部が改正され、50年7月から施行された。

また、59年には土地利用型農業の生産性向上を中心とする構造政策の推進による農業の体質強化を活力ある農村地域社会の形成と同時並行的に推進するための同法の一部が改正され、同年12月から施行された。

更に、11年には農業生産にとって最も基礎的な資源である農用地を良好な状態で確保する等の観点から同法の一部が改正され、12年3月20日に施行された。

(1) 農用地等の確保等に関する基本指針の策定

11年改正により、農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針を策定することとなり、農用地等の確保に関する基本的な方向のほか、農業振興地域の指定の基準等を内容とする基本指針が12年3月17日に定められた。

(2) 農業振興地域整備基本方針の作成

同法が44年9月に施行された後、都道府県において は、直ちに農業振興地域整備基本方針の策定作業に着 手し、45年度までにすべての都道府県において農林水産大臣の承認を受けて農業振興地域整備基本方針が定められた(沖縄県については、47年度に定められた)。

(3) 農業振興地域の指定

農業振興地域整備基本方針を定めた都道府県が指定する農業振興地域は、14年3月末現在3,039地域の指定がなされている。その結果、農業振興地域の総面積は約1,719万haに達しており、国土面積の約45.5%を占めている。

(4) 農業振興地域整備計画の策定

市町村が定める農業振興地域整備計画は、14年3月 末現在3,038の農業振興地域について策定がなされている。その結果、農用地区域の総面積は、14年3月末 現在約495万 ha に達している。そのうち現況農地の総 面積は約428万 ha であり、農業振興地域内の農地の約 9割が農用地区域に含まれている。

(5) 国の補助事業等の集中実施と税制上の優遇措置

ア 国の補助事業等の集中実施

市町村整備計画の達成を図るため、土地の農業上の利用条件の改善のための整備及び土地の農業上の開発整備に関する事業、農業生産の近代化に必要な施設の整備に関する事業並びに農地の保有合理化に関する事業については、原則として農用地区域を対象とし、また農村生活環境の整備に関する事業、農産物の広域的流通加工施設の整備に関する事業等、農業振興地域の一体的整備を図るものについては、農業振興地域を対象として引き続き実施した。

イ 制度上の優遇措置

同法の規定に基づく市町村長の勧告、都道府県知事の調停又は農業委員会のあっせんにより農地等が譲渡された場合の譲渡所得の特別控除、特定事業用資産の買い換え及び交換の特例、登録免許税と不動産取得税の軽減、農用地区域内の農地についての相続税評価上の「純農地」としての評価の措置を引き続き講じた。

(6) 優良農地等確保促進事業

農業振興地域制度は、農業振興地域の指定及び市町村整備計画の策定の推進により、農業の振興を図るべき地域の保全・形成と当該地域の整備に関し必要な施策を計画的に実施することに寄与しているところであるが、食料自給率の向上を図るために優良農地の確保が急務となる中で、農業と農業以外に利用する土地の競合が生じている地域においては、非農業的土地利用については農用地区域から除外される農地が多く、また、農業的土地利用についても、自給的農家や担い手農家等による土地利用の混在が生じており、計画的な土地利用への対応が重要な課題となっている。

このため、市町村整備計画の総合的な見直しを行う 市町村のうち、土地利用に関する競合が生じているもの において、優良農地の確保等とその効率的利用の達成 について実効性のある市町村計画の策定が図られるよ う、優良農地等確保促進事業を平成13年度より実施した。

(7) 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画

農山村地域における土地利用については、食料の安 定供給の確保を図る観点から、必要な優良農地を確保 しつつ、地域の社会・経済上必要な非農業的土地利用 に適切に対応する必要がある。

このため、地域の農業の振興の観点から、市町村が 作成した「地域の農業の振興に関する計画」において 定められた施設であって、農業振興地域整備計画の達 成に支障がないものについては、公益性が特に高いと 認められる施設として、計画的に対応する措置を11年 法改正により位置付けている。(従来の通達に基づく 農村活性化土地利用構想及び農業集落地域土地利用構 想は11年法改正により廃止)

2 集落地域整備法

(1) 法制度及びその趣旨

都市近郊等の農村では、都市計画区域と農業振興地域の重複する地域を中心に、都市住民と農村住民の混住化、兼業化の進展等から、虫食い的な農地転用等による農業生産機能の低下、無秩序な建築活動等による居住環境の悪化等の問題が生じている。

このような状況に対して、集落及びその周辺の農用 地を含む一定の地域(集落地域)において、地域の合 意形成を踏まえ、良好な営農条件及び居住環境の確保 を図り、適正な土地利用を実現することを目的として、 集落地域整備法(昭和62年法律第63号)が制定された。

(2) 法制度の具体的な内容

本制度を適用しようとする場合、まず、都道府県知事が、集落地域整備基本方針を定め、次いでこれに沿って市町村が当該集落地域について具体性のある整備計画を明らかにした集落地区計画及び集落農業振興地域整備計画を定める。集落地区計画は、道路、公園等の施設整備並びに土地の利用に関する計画をその内容とする。集落農業振興地域整備計画は、土地の農業上の効率的な利用、農用地及び農業用施設等の整備に関する事項等をその内容とする。集落地区計画の区域については、市街化調整区域内における開発許可の特例として認可を受けることができる。一方、集落農業振興地域整備計画の区域については、農用地の保全及び利用に関する協定を締結し、市町村長の認定を受けることができる等の措置が講じられている。

3 農地転用の状況

(1) 全体の動向

農地及び採草放牧地の転用面積は、昭和47、48年をピークに昭和49、50年に大幅な減少に転じ、昭和51年以降はほぼ横ばいで推移してきたが、平成13年は農地法第4、5条許可・届出、農地法第4、5条該当以外とも前年を下回り、農地転用面積合計では初めて2万haを下回り、1万9,758ha(対前年比91.1%)、採草放牧地では83.1haとなっている。

(2) 用途別の農地転用面積

農地転用面積の用途別構成をみると、「住宅用地」が28.1%、「その他の業務用地」が31.2%、「道水路・鉄道用地」が14.2%で、これら三者で全体の約74%を占める。

(3) 転用主体別の農地転用面積

農地転用面積を転用主体別にみると、農地法第4、5条許可・届出では「その他の法人・団体」(41.8%)、「農家以外の個人」(32.8%)、「農家」(21.4%)でほとんどを占めており、農地法第4、5条該当以外では「地方公共団体」(53.4%)が過半を占め、次いで「国」(16.1%)、「農家」(16.0%)となっている。

第3節 農業農村整備事業等の推進

1 概 説

(1) 農業農村整備事業実施概要

食料・農業・農村基本法の基本理念である、食料の 安定供給の確保、農業農村の多面的機能の発揮、農業 の持続的な発展、農村の振興の実現を図るため、食料・ 農業・農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進す ることが重要である。

このため、平成14年度においては、麦・大豆・飼料作物の生産振興に資する水田の汎用化の推進、野菜・果樹等の生産振興のため畑作地域の産地形成支援の強化、食料安定供給の基盤である基幹的水利施設の適時適切な整備・更新、食料安定供給と安全な地域づくりとして農地等の防災保全の推進、農村地域の情報化・高齢者福祉・環境保全等多様なニーズに対応した新たなインフラ整備の推進、中山間地域の活性化のための生産基盤と生活環境の一体的な整備の推進を図るため、計画的かつ効率的に事業を実施した。

(2) 土地改良長期計画

平成5年度から14年度までの10箇年間に総額41兆円 (調整費3兆6,000億円を含む。) に相当する事業を実 施する第4次土地改良長期計画を平成5年4月に閣議 決定。その後、財政構造改革の推進に関する特別措置 法(平成9年法律第109号)の規定に基づき、計画期 間を14年間に改定することとして、平成9年12月に閣 議決定。その全文は以下のとおり。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第4条の2に 規定する土地改良長期計画を次のとおり定める。

ア 土地改良事業の実施の目標

今後の農業発展の方向に即応して農業基盤の整備及び開発を図り、もって農業構造の改善、農業の生産性の向上及び国内における食料供給力の維持強化に資することを目的とし、平成5年度以降の14箇年間に総額41兆円(調整費3兆6,000億円を含む。)に相当する事業を実施するものとする。

この計画においては、地域における関係農業者等の合意形成を図りつつ、効率的かつ安定的に農業経営を行う者が生産性や収益性の高い農業を展開していくための基礎となる農業基盤の整備を推進し、併せて景観形成や環境保全に配慮した快適で活力ある農村地域の形成及び国土資源の効率的利用に資するため、農用地の総合的整備及びその前提となる基幹農業用用排水施設の整備並びに各種防災事業を推進するとともに、農産物需給の動向等を考慮しつつ農用地造成事業を推進することを基本方針とし、平成5年度以降の14箇年間においては、継続事業の早期完了を図るほか、計画的に新規事業の実施を進めるものとする。

その種別ごとの事業の実施の目標は次のとおり とする。

(ア) 農用地総合整備事業(農用地の利用上必要な 農業用用排水施設(基幹的なものを除く。)及 び農業用道路の新設及び変更、区画整理その他 農用地の改良のため必要な事業)

農用地総合整備事業については、効率的かつ 安定的に農業経営を行う者が生産性や収益性の 高い農業を展開していくための基礎となる農用 地の整備を行い、併せて快適な生活環境の形成 等に配慮した農村地域の環境の改善及び国土資 源の効率的利用に資するため、それぞれの地域 の自然的、社会的条件等に応じた整備水準の達 成に必要な事業を総合的に推進するものとする。

この場合、田については、農地の流動化及び 集団化と併せてほ場の大区画化を推進すること を重視し、ほ場整備を中心に、農業用道路の整 備、農業用用排水施設の整備及び暗渠排水、客 土その他の田地の改良のために必要な事業を、 畑については、畑地総合整備を中心に、農業用 道路の整備、農業用用排水施設の整備、区画整理その他畑地の改良のために必要な事業を、快適な生活環境の形成等農村地域の環境の改善に配意しつつ総合的に実施するものとする。また、広域にわたる農産物の生産その他の営農の組織化のためその基幹となる農業用道路の整備を実施するものとする。

平成5年度以降の14箇年間においては、効率的かつ安定的に農業経営を行う者が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に資するため、田を約90万ha、畑を約50万ha整備するのに必要な事業を行うものとする。

(イ) 基幹農業用用排水施設整備事業(農用地の利 用上必要な農業用用排水施設で基幹的なものの 新設及び変更)

基幹農業用用排水施設整備事業については、 農用地整備の前提となる条件を整備するとともに、 農業上の土地利用の高度化、水利用の安定と合理 化等を図るため所要の事業を行うものとする。

- (ウ) 防災事業(農用地の保全のため必要な事業) 防災事業については、農業災害の軽減及び農業用水の汚濁、農用地の土壌の汚染その他の公 害の防止又は除去を図るとともに、農用地整備 の前提となる条件を整備するため、それぞれの 土地条件に応じて必要な農地防災、農地保全、 公害対策等の各種防災事業を総合的に推進し、 併せて農用地の保全を通じて国土の保全に資す るよう実施するものとする。
- (エ) 農用地造成事業(農用地の造成並びに埋立て 及び干拓)

農用地造成事業については、農産物の需給の動向及び立地条件を考慮しつつ、地域の特性に応じた多様な農業生産の展開を図るとともに、国土資源の効率的利用に資するため、草地の造成、既耕地の整備と一体的な農地の造成等を行うものとし、平成5年度以降の14箇年間において、農用地約10万haの造成を行うものとする。

イ 事業量

この計画における土地改良事業に関する事業量 は、おおむね次のとおりとする。

国が行い又は補助する事業 32兆3,600億円 (ア) 農用地総合整備事業 21兆9,500億円 (イ) 基幹農業用用排水施設整備事業 6兆3,300億円 (ウ) 防災事業 2兆6,700億円 (エ) 農用地造成事業 1兆4,100億円 地方単独事業等 5兆0,400億円 調整費 3 兆6,000億円 合 計 41兆0,000億円

なお、この計画の実施に当たっては、今後の農業事情、経済事情、財政事情等を勘案しつつ、弾力的な推 進を図るものとする。

2 農業生産基盤整備事業

(1) 基幹農業用用排水施設の整備

ア 事業の種類

基幹農業用用排水施設等の整備を目的とする事業には、国営かんがい排水事業及び都道府県営かんがい排水事業があり、国営事業にあっては、受益面積おおむね3,000ha以上(畑地帯にあっては、1,000ha以上)、都道府県営事業にあっては、受益面積おおむね200ha以上(畑地帯にあっては、100ha以上)にわたる土地の基幹農業用用排水施設の整備を行う。国営及び都道府県営事業は、さらに、事業の内容、性格等により予算上区分して実施している。

国営事業の国庫負担率は、農林水産省2/3 ~ 70%、 北海道・離島75 ~ 85%、沖縄90 ~ 95%、奄美90% となっている。また、都道府県営事業の国庫負担率 は50 ~ 80%となっている。

イ 14年度における整備の目標

長期計画において基幹農業用用排水施設については、ほ場条件の整備の前提条件を整備するとともに、 農業上の土地利用の高度化、水利用の安定と合理化 等を図るため所要の事業を行うこととなっており、 このため継続事業の早期完了を図るとともに新規事 業についても計画的に推進を図ることとしている。

したがって、14年度における事業の実施に当たっては、基幹農業用用排水施設整備等、本来の趣旨に従って、引き続き事業効果の早期発現に配慮するとともに、地区別の事情を十分に把握し、制度の効率的な運用を図ってきた。

ウ 事業実施の状況

基幹農業用用排水施設の整備は、国営かんがい排水事業、都道府県営かんがい排水事業及び水資源開発公団営事業に分かれて実施されている。このうち、国営及び都道府県営かんがい排水事業の14年度事業実施額は3,273億円で、事業種別の実施額及び地区数は表2のとおりである。

(ア) 国営かんがい排水事業

14年度における継続地区は農林水産省73地区、 北海道50地区、沖縄4地区計127地区で、これらの

					実	施		地		区	数	•	_		
実施額		農	林水産	省			:	北海道					沖縄		
(十円)	継続	うち 完了	着工	全計	計	継続	うち 完了	着工	全計	計	継続	うち 完了	着工	全計	計
(209, 692, 000) 251, 246, 000	73	(4)	6	8	87	50	(8)	2	12	64	4	(-)	0	1	5
(205, 546, 747) 245, 536, 000	69	(4)	6	7	82	50	(8)	2	12	64	4	(-)	0	1	5
237, 186, 000	64	(2)	5	7	76	38	(4)	2	12	52	4	(-)	0	1	5
3, 420, 000	5	(2)	1	_	6	3	(1)	0	_	3	_	(-)	_	-	_
4, 240, 000	_	(-)	_	_	_	9	(3)	0	_	9	_	(-)	_	-	
(4, 145, 253) 5, 710, 000	2	(-)	_	_	2	_	(-)	_	_	_	_	(-)	_	_	_
221, 420															
(39, 557, 000) 75, 859, 991	444	(94)	40	_	484	32	(9)	8	_	40	24	(9)	9	1	34
(36, 922, 494) 70, 577, 639	378	(73)	26	_	404	27	(6)	8	_	35	24	(9)	9	1	34
(31, 678, 229) 60, 101, 709	238	(35)	17	_	255	18	(2)	6	_	24	24	(9)	9	1	34
(37, 800) 63, 000	1	(1)	_	_	1	_	(-)	_	_	_	_	(-)	_	-	_
型 (884, 115) 1, 768, 230	5	(-)	_	_	5	_	(-)	_	_	_	_	(-)	_	-	_
(4, 322, 350) 8, 644, 700	134	(37)	9	_	143	9	(4)	2	_	11	_	(-)	_	_	_
(2, 634, 506) 5, 282, 352	66	(21)	14	_	80	5	(3)	_	_	5	_	(-)	_	-	_
	(千円) (209, 692, 000) 251, 246, 000 (205, 546, 747) 245, 536, 000 3, 420, 000 4, 240, 000 (4, 145, 253) 5, 710, 000 221, 420 (39, 557, 000) 75, 859, 991 (36, 922, 494) 70, 577, 639 (31, 678, 229) 60, 101, 709 (37, 800) 63, 000	(千円) 継続 (209, 692, 000) 251, 246, 000 73 (205, 546, 747) 245, 536, 000 69 237, 186, 000 5 4, 240, 000 — (4, 145, 253) 5, 710, 000 2 221, 420 (39, 557, 000) 75, 859, 991 444 (36, 922, 494) 70, 577, 639 378 (31, 678, 229) 60, 101, 709 238 (37, 800) 63, 000 1 型 (884, 115) 1, 768, 230 5 (4, 322, 350) 8, 644, 700 134 (2, 634, 506)	(千円) 継続 うち 完了 (209, 692, 000) 251, 246, 000 73 (4) (205, 546, 747) 245, 536, 000 69 (4) 237, 186, 000 5 (2) 4, 240, 000 - (-) (4, 145, 253) 5, 710, 000 2 (-) 221, 420 (39, 557, 000) 75, 859, 991 444 (94) (36, 922, 494) 70, 577, 639 378 (73) (31, 678, 229) 60, 101, 709 238 (35) (37, 800) 63, 000 1 (1) 型 (884, 115) 1, 768, 230 5 (-) (4, 322, 350) 8, 644, 700 (2, 634, 506)	(千円) 継続 うち 着工 完了 (209, 692, 000) 251, 246, 000 73 (4) 6 (205, 546, 747) 245, 536, 000 69 (4) 6 237, 186, 000 64 (2) 5 3, 420, 000 5 (2) 1 4, 240, 000 - (-) - (4, 145, 253) 5, 710, 000 2 (-) - 221, 420 (39, 557, 000) 75, 859, 991 444 (94) 40 (36, 922, 494) 70, 577, 639 378 (73) 26 (31, 678, 229) 60, 101, 709 238 (35) 17 (37, 800) 63, 000 1 (1) - 2型 (884, 115) 1, 768, 230 5 (-) - (4, 322, 350) 8, 644, 700 (2, 634, 506)	(千円) 継続 うち 着工 全計 完了 (209, 692, 000) 251, 246, 000 73 (4) 6 8 (205, 546, 747) 245, 536, 000 69 (4) 6 7 237, 186, 000 64 (2) 5 7 3, 420, 000 5 (2) 1 — 4, 240, 000 — (-) — — (4, 145, 253) 5, 710, 000 2 (-) — — 221, 420 (39, 557, 000) 75, 859, 991 444 (94) 40 — (36, 922, 494) 70, 577, 639 378 (73) 26 — (31, 678, 229) 60, 101, 709 238 (35) 17 — (37, 800) 63, 000 1 (1) — — 型 (884, 115) 1, 768, 230 5 (-) — — (4, 322, 350) 8, 644, 700 (2, 634, 506)	寒施額 (千円) 継続 うち 着工 全計 計完了 (209, 692, 000) 251, 246, 000 73 (4) 6 8 87 (205, 546, 747) 245, 536, 000 69 (4) 6 7 82 237, 186, 000 64 (2) 5 7 76 3, 420, 000 5 (2) 1 — 6 4, 240, 000 — (-) — — — — (4, 145, 253) 5, 710, 000 2 (-) — — 2 221, 420 (39, 557, 000) 75, 859, 991 444 (94) 40 — 484 (36, 922, 494) 70, 577, 639 378 (73) 26 — 404 (31, 678, 229) 60, 101, 709 238 (35) 17 — 255 (37, 800) 63, 000 1 (1) — — 1 型 (884, 115) 1, 768, 230 5 (-) — 5 (4, 322, 350) 8, 644, 700 134 (37) 9 — 143	集 施 額 (千円) 継続 うち 着工 全計 計 継続 完了 (209, 692, 000) 251, 246, 000 73 (4) 6 8 87 50 (205, 546, 747) 245, 536, 000 69 (4) 6 7 82 50 237, 186, 000 64 (2) 5 7 76 38 3, 420, 000 5 (2) 1 — 6 3 4, 240, 000 — (-) — — 9 (4, 145, 253) 5, 710, 000 2 (-) — — 2 — 2 — 221, 420 (39, 557, 000) 75, 859, 991 444 (94) 40 — 484 32 (36, 922, 494) 70, 577, 639 378 (73) 26 — 404 27 (31, 678, 229) 60, 101, 709 238 (35) 17 — 255 18 (37, 800) 63, 000 1 (1) — 1 — 2 型 (884, 115) 1, 768, 230 5 (-) — 5 — (4, 322, 350) 8, 644, 700 (2, 634, 506)	度施額 (千円) 継続 うち 着工 全計 計 継続 うち 完了 (209, 692, 000) 251, 246, 000 73 (4) 6 8 87 50 (8) (205, 546, 747) 245, 536, 000 69 (4) 6 7 82 50 (8) 237, 186, 000 64 (2) 5 7 76 38 (4) 3, 420, 000 5 (2) 1 — 6 3 (1) 4, 240, 000 — (-) — — 9 (3) (4, 145, 253) 5, 710, 000 2 (-) — — 2 — (-) 221, 420 (39, 557, 000) 75, 859, 991 444 (94) 40 — 484 32 (9) (36, 922, 494) 70, 577, 639 378 (73) 26 — 404 27 (6) (31, 678, 229) 60, 101, 709 238 (35) 17 — 255 18 (2) (37, 800) 63, 000 1 (1) — — 1 — (-) 型 (884, 115) 1, 768, 230 5 (-) — — 5 — (-) (4, 322, 350) 8, 644, 700 134 (37) 9 — 143 9 (4)	集権額 (千円) 継続 うち 着工 全計 計 継続 うち 着工 完了 総続 うち 着工 全計 計 総続 うち 着工 完了 総続 うち 着工 完了 総続 うち 着工 完了 に209,692,000) 251,246,000 73 (4) 6 8 87 50 (8) 2 (205,546,747) 245,536,000 69 (4) 6 7 82 50 (8) 2 237,186,000 64 (2) 5 7 76 38 (4) 2 3,420,000 5 (2) 1 — 6 3 (1) 0 4,240,000 — (-) — — 9 (3) 0 (4,145,253) 5,710,000 2 (-) — 221,420 (39,557,000) 75,859,991 444 (94) 40 — 484 32 (9) 8 (36,922,494) 70,577,639 378 (73) 26 — 404 27 (6) 8 (31,678,229) 60,101,709 238 (35) 17 — 255 18 (2) 6 (37,800) 63,000 1 (1) — — 1 — (-) — 型 (884,115) 1,768,230 5 (-) — 5 — (-) — (4,322,350) 8,644,700 134 (37) 9 — 143 9 (4) 2	度 施 額 (千円) 継続 うち 着工 全計 計 継続 うち 着工 全計 完了 総続 うち 着工 全計 完了 総続 うち 着工 全計 完了 総続 うち 着工 全計 完了 に209,692,000) 251,246,000 73 (4) 6 8 87 50 (8) 2 12 (205,546,747) 245,536,000 69 (4) 6 7 82 50 (8) 2 12 237,186,000 64 (2) 5 7 76 38 (4) 2 12 3,420,000 5 (2) 1 — 6 3 (1) 0 — 4,240,000 — (-) — — 9 (3) 0 — (4,145,253) 5,710,000 2 (-) — — 2 — (-) — — 221,420 (39,557,000) 75,859,991 444 (94) 40 — 484 32 (9) 8 — (36,922,494) 70,577,639 378 (73) 26 — 404 27 (6) 8 — (31,678,229) 60,101,709 238 (35) 17 — 255 18 (2) 6 — (37,800) 63,000 1 (1) — — 1 — (-) — — 型 (884,115) 1,768,230 5 (-) — 5 — (-) — — 2 (884,115) 1,768,230 5 (-) — 5 — (-) — — (-) — (4,322,350) 8,644,700 134 (37) 9 — 143 9 (4) 2 —	集権額 (千円) 継続 うち 着工 全計 計 継続 うち 着工 全計 計 完了 総続 うち 着工 全計 計 完了 総続 うち 着工 全計 計 完了 総続 うち 着工 全計 計 完了 に209,692,000) 251,246,000 73 (4) 6 8 87 50 (8) 2 12 64 (205,546,747) 245,536,000 69 (4) 6 7 82 50 (8) 2 12 64 237,186,000 64 (2) 5 7 76 38 (4) 2 12 52 3,420,000 5 (2) 1 — 6 3 (1) 0 — 3 4,240,000 — (-) — — 9 (3) 0 — 9 (4),145,253) 5,710,000 2 (-) — — 2 — (-) — — — 221,420 (39,557,000) 75,859,991 444 (94) 40 — 484 32 (9) 8 — 40 (36,922,494) 70,577,639 378 (73) 26 — 404 27 (6) 8 — 35 (31,678,229) 60,101,709 238 (35) 17 — 255 18 (2) 6 — 24 (37,800) 63,000 1 (1) — — 1 — (-) — — 2 (4,322,350) 8,644,700 134 (37) 9 — 143 9 (4) 2 — 11 (2,634,506)	実施額 (千円) 農林水産省 北海道 (209,692,000) 251,246,000 73 (4) 6 8 87 50 (8) 2 12 64 4 (205,546,747) 245,536,000 69 (4) 6 7 82 50 (8) 2 12 64 4 (237,186,000 64 (2) 5 7 76 38 (4) 2 12 52 4 (34,400,000 - (-) 9 (3) 0 - 9 - (4,145,253) 5,710,000 2 (-) 2 (-) (4,145,253) 5,710,000 75,859,991 444 (94) 40 - 484 32 (9) 8 - 40 24 (36,922,494) 70,577,639 378 (73) 26 - 404 27 (6) 8 - 35 24 (31,678,229) 60,101,709 238 (35) 17 - 255 18 (2) 6 - 24 24 (37,800) 63,000 1 (1) 1 - (-)	要 施 額 (千円) 総続 うち 着工 全計 計 継続 うち 着工 全計 計 継続 うち 完了 を記 について (209, 692, 000) 251, 246, 000 73 (4) 6 8 87 50 (8) 2 12 64 4 (-) (205, 546, 747) 245, 536, 000 69 (4) 6 7 82 50 (8) 2 12 64 4 (-) 237, 186, 000 64 (2) 5 7 76 38 (4) 2 12 52 4 (-) 3, 420, 000 5 (2) 1 - 6 3 (1) 0 - 3 - (-) 4, 240, 000 - (-) 9 (3) 0 - 9 - (-) (4, 145, 253) 5, 710, 000 2 (-) 2 2 - (-) (-) 221, 420 (39, 557, 000) 75, 859, 991 444 (94) 40 - 484 32 (9) 8 - 40 24 (9) (36, 922, 494) 70, 577, 639 378 (73) 26 - 404 27 (6) 8 - 35 24 (9) (31, 678, 229) 60, 101, 709 238 (35) 17 - 255 18 (2) 6 - 24 24 (9) (37, 800) 63, 000 1 (1) 1 - (-) (-) - (-) 2 (884, 115) 1, 768, 230 5 (-) - 5 5 - (-) (-) - (-) (2, 634, 506)	要 施 額 (千円) 継続 うち 着工 全計 計 継続 うち 着工 全計 計 継続 うち 着工 全計 計 接続 うち 着工 全計 計 接続 うち 着工 完了	寒 施 額 (千円) 継続 うち 着工 全計 計 継続 うち 着工 全計 計 接続 うち 着工 全計 完了

表2 14年度基幹農業用用排水施設整備の実施状況

- (注) 1 農林水産省には、離島、奄美を含む。
 - 2 実施額の上段()は国費、下段は事業費。
 - 3 完了地区には、次年度から施設機能監視制度へ移行する地区を含む。
 - 4 「国営かんがい排水」の中には、「国営農業用水再編対策」を含む。

表3 平成14年度国営かんがい排水事業完了地区及び新規地区

事業名 地带名 完了地区 新規着工地区 新規全体実施計画地区 かんがい排水 農林水産省 芳賀台地 岩木川左岸 (二期) 神流川沿岸 上場 (二期) 馬淵川沿岸 (二期) 亀田郷 九頭竜川下流 (二期) 肝属中部 (二期) 北海道 道央用水 (一期) 道央用水 (二期) 渡島中央 ふらの 利別川 (一期) 天塩沿岸 沖 縄 国営造成土地 農林水産省 仙北平野 馬場目川下流 改良施設整備 吉井川 常呂 北海道 直轄明渠排水 北海道 シップ中島 田原 塩幌

地区においては13年度に引き続いて事業の推進を 図った。そのうち、農林水産省4地区、北海道8 地区計12地区は事業を完了した。

また、14年度においては、新たに農林水産省6地区、北海道2地区計8地区の新規着工並びに農林水産省1地区の新規全体実施設計地区の採択を行った。(表3)

(イ) 都道府県営かんがい排水事業

基幹農業用用排水施設の整備事業として都道府 県営かんがい排水事業を実施している。

また、国営又は都道府県営土地改良事業により 造成されたダム、頭首工、機場、基幹水路等の基 幹的施設について緊急に必要な補強工事及び排砂 対策工事を行うことにより、施設の機能の維持及 び安全性の確保を図る都道府県営基幹水利施設補 修事業を実施している。

さらに水田農業経営確立対策を推進し、効率的な水田営農の展開を図るため、水田の排水条件の改善を行う水田農業経営確立排水対策特別事業を 実施している。

14年度においては、継続地区500地区の事業を推進するとともに、このうち112地区を完了し、また、新たに57地区について着工した。

エ 水資源開発公団事業

水資源開発公団は、水資源の総合的な開発と利用の合理化を図るため、水資源開発促進法・水資源開発公団法に基づいて、水資源開発水系に指定され

ている7水系(利根川、荒川、豊川、木曽川、淀川、吉野川及び筑後川)において、各水系の水資源開発基本計画に沿って、農業用水等の確保など多目的にわたる施設を一元的に建設するとともに、完成した施設の管理を一貫して実施している。

建設事業(農業用水関係分)においては、14年度 予算事業費364億4,066万円、うち農水補助金額128 億5,752万円をもって、愛知用水二期、香川用水施 設緊急改築、豊川用水二期及び印旛沼開発施設緊急 改築の継続4地区を実施するとともに、群馬用水施 設緊急改築を新たに着工した。

また、管理事業(農業用水関係分)においては 14年度予算事業費119億5,704万円、うち農水補助金 額23億5,847万円をもって、群馬用水、利根導水路、 埼玉合口二期、印旛沼開発、成田用水、北総東部用 水、東総用水、霞ヶ浦用水、木曽川用水、三重用水、 香川用水、両筑平野用水、筑後川下流用水、愛知用 水及び豊川用水の継続15地区の施設の管理を実施す るとともに、新たに豊川総合用水の施設の管理を実 施した。

(2) 水田地帯の整備

ア ほ場整備事業

ほ場整備事業は、農地等の区画形質の改善、用排水路、道路、暗きょ排水の整備、農地の集団化等を総合的に実施することにより、農地を営農機械の効率的な運行と合理的な水管理を行いうる生産性の高い汎用耕地に整備し、農業の生産性向上とそれを担

う経営体の育成等を図ることを目的として実施している。平成14年度においても本事業の積極的な推進に努めた。

(ア) 担い手育成に資する基盤整備と農地の利用集積 土地利用型農業のコスト低減、経営の体質強化を 図るため、集落段階を基礎とした合意形成に基づ き担い手の育成と農地の利用集積を推進する地域 において次の事業を行った。

a ほ場整備事業(担い手育成型)

地域農業の中心となる経営体を育成し、効率的・安定的な農業構造を実現するため、地域関係者の意向を踏まえ、農地の利用集積や農業農村整備の目標等を定めた農業農村活性化計画を策定し、ほ場の大区画化、汎用化等などの農業生産基盤整備と農村生活環境整備を一体的かつ速やかに実施するものであって、受益面積がおおむね20ha以上、国庫補助率50%(離島55%、沖縄75%)で実施した。

b 担い手育成基盤関連流動化促進事業

ほ場整備事業等の実施を契機として、農地の利用調整を支援することにより、担い手へのより質の高い農地の利用集積、農地流動化の一層の推進を図るため、担い手への農地の利用集積に応じた促進費の交付、土地利用調整事業に対する補助を行った。

また、ほ場整備事業等のハード事業の完了時までに、担い手の経営する農業生産面積が事業 実施前と比較して一定割合以上増加することを 要件に、農林漁業金融公庫等が土地改良区等に 無利子資金の貸付けを実施した。

(イ) ほ場整備事業 (一般型)

a 一般型

区画整理事業に係る受益面積がおおむね200ha(市町村生産調整推進基本計画に即した営農計画が策定され、又は策定されることが確実と認められるもの及び沖縄県において行うものにあっては60ha、ただし農地利用権設定特別促進事業にあっては20ha)以上のものについて、国庫補助率45%(離島50%、沖縄75%)で実施した。

b 大区画型(高生産性大区画ほ場整備事業)

地域の農業生産の方向に沿った土地利用型農業の確立を図るため、おおむね l ha以上の大区画のほ場を地区の一定割合以上整備する事業であって、受益面積がおおむね20ha以上、国庫補助率50%(離島55%)で実施した。

イ 土地改良総合整備事業

土地改良総合整備事業は、多様化、高度化する食料需要に対応しつつ、耕地の汎用化を促進し、農用地の高度利用を推進することにより、農業経営の安定化を図ることを目的として、都道府県が事業主体となり実施している。平成14年度においても、地域の実態に即した畑作物の生産振興及び農用地の高度利用のための条件を整備するため、土地改良総合整備事業の積極的な推進を図った。

また、団体営土地改良事業等の実施予定地区にか かる調査設計事業に対する助成を行った。

(ア) 土地改良総合整備事業(一般)

a 一般型

本事業は、地域の実情に応じて、畑作振興 及び水田の汎用化を図るため必要な事業を総合 的・一体的に実施するもので、農業用用排水施 設・農道・暗渠排水・客土の事業のうち2以上 の受益面積の合計が、おおむね60ha以上とな る地区について、国庫補助率45%(北海道・特 殊地域50%)で実施した。

b 担い手育成型

本事業は、田畑混在地域又は概ね区画整理が終了した地域を対象として、作付地の集団化、 ほ場の均一化を図ることにより、担い手への農 用地の利用集積を促進し、安定的な農業経営の 確立を図ること等を目的として実施するもので、 農業用用排水施設・農道・暗渠排水・客土・区 画整理のうち2以上の事業の受益面積の合計がおおむね20ha以上で、担い手の経営する農 地の利用集積が一定要件以上図られることが確 実である地区について、国庫補助率50%(離島 55%)で実施した。

c 担い手支援型

本事業は、担い手への農用地の利用集積が見込まれる地域において、担い手の経営安定と担い手による優良農用地の維持確保を図るために必要となる農業基盤の整備を総合的に実施するもので、農業用用排水施設・農道・暗渠排水・客土・区画整理のうち2以上の事業の受益面積の合計がおおむね20ha以上で、受益戸数に占める担い手の割合又は受益面積に占める担い手の経営面積の割合が10%以上であり、かつ、事業の実施によりこれらの担い手への農用地の利用集積が見込まれる地区について、国庫補助率50%で実施した。

d 水田農業振興緊急整備型

本事業は、水田における麦・大豆等の土地利用型作物が一定規模以上作付けされる地域を対象に、きめ細かい排水対策と土づくり対策等を機動的・緊急的に実施するもので、農業用用排水施設・農道・暗渠排水・客土・区画整理のうち2以上の事業の受益面積の合計がおおむね20ha以上で、米の計画的生産外の面積(生産調整面積)の概ね5割以上、若しくは裏作の場合は地区の水田面積の3割以上に麦・大豆等の作付けが確実である地区について、国庫補助率50%で実施した。

(イ) 調査設計事業

団体営土地改良事業の計画的かつ効率的な実施を図るため、事業実施予定地区の計画書及び実施計画書を兼ねた書類の作成に係る調査設計事業を、補助率50%の国庫補助金を県を通じて事業主体に交付する間接補助事業として実施した。

14年度におけるほ場整備事業、土地改良総合整備事業の実施状況は**表4**のとおりである。

(3) 畑地帯の総合整備

表4 ほ場整備事業、土地改良総合整備事業の実施状況

		(単位:千円)
	地区数	予算額
ほ場整備事業	1,094	86, 678, 000
担 い 手 育 成 型	986	80, 921, 000
一 般 型	108	5, 757, 000
土地改良総合整備事業	463	23,079,328
一般	463	21,960,000
調査設計	-	1, 119, 328

我が国の畑地面積は、約217万 ha であり、全耕地面積の約45%を占めているが、その土地基盤整備は水田に比べれば遅れている。

一方、我が国の食料消費構造は、高品質化、多品目

化等多様化しつつ、野菜、果実、家畜物等への需要が 増大している。

さらに、農作物の自由化に備え畑作経営の安定を図ることが緊急の課題となっている。

このような情勢に対処し、畑作物の経済的かつ安定 的供給を図るため、畑地帯の生産基礎を整備すること が緊要である。このため、国営、県営による畑地帯の かんがい施設の整備、農道の整備、区画整理等の各種 事業を総合的に実施する総合整備事業を積極的に推進 している。

また、14年度における実施事業の実績及び地区数は 表5のとおりであり、総額1,029億円の事業を実施した。

ア 国営畑地帯総合土地改良パイロット事業

国営事業については、北海道における畑地帯の基盤整備の遅れを解消し畑作地帯の農業の振興に資するために、大規模畑地帯における土地基盤を総合的に整備することを目的とし、国営総合かんがい排水事業制度に基づいて、受益面積おおむね1,000ha以上のかんがい排水事業(ため池の新設にあってはおおむね500ha以上、明渠排水にあってはおおむね300ha以上)及び農地開発事業並びに区画整理事業を総合的かつ一体的に末端まで一貫して整備を行うものであり、国庫負担率は、各事業ごとの総合負担率となっている。14年度においては、継続地区6地区の事業を推進している。

イ 畑地帯総合整備事業(担い手育成型)

(ア) 概説

集落単位を基本とし、農地利用の流動化の促進の前提条件となるほ場条件の均質化を図る効率的な基盤整備と担い手の経営安定のための生産環境整備等を総合的に行うため、平成14年度においては、新規18地区を採択して、事業を推

事 業 名	実 施 額 (千円)		農	林水産	省	実	施		地 北海道		区	数		沖縄		
	(17)	継続	うち 完了	着工	全計	計	継続	うち 完了	着工	全計	計	継続	うち 完了	着工	全計	計
畑地帯総合土地改良 パイロット	(11, 403, 000) 13, 610, 000	_	(-)	_	_	_	6	(-)	0	0	6	_	(-)	_	_	_
畑地帯総合整備	(47, 369, 000) 89, 263, 189	368	(39)	22	_	390	128	(33)	18	_	146	27	(3)	2	_	29
担い手育成型	(28, 569, 000) 53, 134, 756	172	(7)	13	_	185	65	(8)	4	_	69	17	(-)	1	_	18
担い手支援型	(7, 720, 000) 15, 145, 777	67	(3)	9	_	76	37	(7)	14	_	51	2	(-)	1	_	3
一 般 型	(6, 966, 769) 13, 513, 864	75	(17)	_	_	75	11	(6)	_	_	11	3	(1)	_	_	3
緊急整備型	(4, 113, 231) 7, 468, 792	54	(12)	_	_	54	15	(12)	_	_	15	5	(2)	_	_	5

⁽注) 1 農林水産省には、離島、奄美を含む

² 実施額の上段()は国費、下段は事業費

進している。

(イ) 事業の仕組み

(内 容) 農業用用排水施設、農道、区画整理及 びこれらと密接に関連したその他基盤整 備(暗きょ排水、農用地造成、土層改良、 農用地の保全)、営農用水施設、農業集落 環境管理施設、交換分合等

(事業主体) 都道府県

(採択基準)・20ha (北海道100ha、離島・沖縄・奄 美10ha) 以上

> ・担い手の経営する農地の利用集積が一 定要件以上図られることが確実である こと。

(補助率) 50~75%

ウ 畑地帯総合整備事業 (担い手支援型)

(ア) 概説

畑作農業経営の体質強化を目的に、担い手の 生産合理化を図るために必要な生産基盤整備と 生産集落環境整備を一体的に行い、担い手農家 の経営の安定に資する畑地帯整備を総合的に行 うものであり、平成14年度においては、新規24 地区を採択して事業を推進している。

(イ) 事業の仕組み

(内 容) 農業用用排水施設(単独で行う施設整備事業を含む)、農道、区画整理及びこれらと密接に関連したその他基盤整備(暗きょ排水、土層改良(単独で行う土層改良事業を含む)、農用地造成、農用地の保全)、営農用水施設(単独で行う営農用水事業を含む)、農業集落環境管理施設、農業集落道、交換分合等

(事業主体) 都道府県

(採択基準)・30ha (沖縄及び奄美20ha) 以上

・担い手農家の経営面積の受益面積に占 める割合が10%以上

(補 助 率) 都道府県営:50~75%

(4) 農用地再編開発事業

農用地再編開発事業は、未墾地の開発や既耕地と未 墾地の一体的整備を行うものであり、既耕地の整備を 主体とする国営農地再編整備事業と、農地の造成を主 体とする農地開発事業に区分して実施している。事業 種別の実施状況は表6のとおりである。

ア 国営農地再編整備事業

広範にわたる地域を対象とした区画整理と開畑の一体的な実施等の生産基盤整備を通じて、生産性の向上や地域農業の展開方向に即した農業構造の実現、農業的土地利用と非農業的土地利用の整序化を図るとともに、農業の振興を基幹とした総合的な地域の活性化に資することを目的とする。この事業は、平場農業地域を対象とする一般型と中山間地域を対象とする中山間地域型に区分されるが、一般型については、平成12年度に事業制度を廃止し、経過措置により事業を実施している。

14年度は、継続10地区(農林水産省6、北海道4) を実施し、このうち3地区(農林水産省2、北海 道1)が完了した。

イ 農地開発事業

農地開発事業は、経営規模の拡大や主産地の形成等を目的に、国又は都道府県が事業主体となり、 農地造成とかんがい施設、農道等の整備を行う事業である。国が事業主体となる国営農地開発事業 については、平成元年度に事業制度を廃止し、継

表6 農用地再編開発事業の実施状況

	地	区	数		実 施 額(単位:千円)
	継続	うち 完了	新規	計	事業費 国費
国営農地再編整備事業	10	(3)	-	10	15, 240, 000 12, 956, 104
農林水産省	6	(2)	-	6	10, 190, 000 8, 760, 104
北海道	4	(1)	-	4	5, 050, 000 4, 196, 000
農地開発事業					
国営農地開発	5	(4)	-	5	6, 214, 000 5, 143, 896
農林水産省	5	(4)	-	5	6, 214, 000 5, 143, 896
北海道	_	(-)	-	-	
都道府県営農地開発	15	(2)	_	15	3, 645, 542 1, 868, 917
農林水産省	13	(1)	-	13	3, 341, 550 1, 642, 667
北海道	-	(-)	-	-	
沖縄	1	(-)	-	1	209, 492 164, 000
奄美	1	(1)	-	1	94, 500 62, 250

続中の地区の早期完了に向けて事業を推進しているところである。

14年度における実施地区数は、国営5地区(農 林水産省5)、都道府県営15地区(農林水産省13、 沖縄1、奄美1)であり、このうち国営4地区(農 林水産省4)、都道府県営2地区(農林水産省1、 奄美1)が完了した。

(5) 国営干拓事業

ア 干拓事業

干拓事業は、海又は湖沼を堤防で締切り干陸する ことにより新たに優良農地を造成する事業である。

(ア) 特別会計 (一般型・特別型)

国営干拓事業は、一般会計からの繰入金と資金 運用部からの借入金によって事業実施されており、 借入金およびその利息は、一般型にあっては事業 実施の翌年度から、特別型にあっては事業完了後 地元負担金として徴収することになっている。

平成14年度における特別会計予算額の事業別内 訳は**表7**のとおりである。

(6) 緑資源公団事業

表7 国営干拓事業特別会計予算事業別内訳

		(単位:千円)
事業 区別	地区数	予算額
一般型	2	5, 420, 000
特 別 型	1	0
計	3	5, 420, 000

ア 緑資源公団の経緯等

緑資源公団は、昭和31年に設立された森林開発公 団が平成11年10月に農用地整備公団の業務を継承し、 名称を緑資源公団に改組されたものである。

農用地整備公団の前身である農用地開発公団は、 農用地開発公団法(昭和49年法律第43号)に基づき、 開発して農用地とすることの適当な未墾地等が相当な 範囲にわたって存在する地域において、農畜産物の 濃密生産団地の建設に必要な農用地の開発、農業用 施設の整備等の業務を総合的かつ計画的に行うこと により、農畜産物の安定的供給と農業経営の合理化 に資することを目的として昭和49年6月に設立された。

その後、農用地開発公団法の一部を改正する法律(昭和52年法律第70号)により公団の業務の範囲を拡大し、国営干拓事業により造成される干拓地においても事業ができるようになるとともに、解散した八郎潟新農村建設事業団の業務のうち、受益者からの賦課金徴収等の業務を公団が継承することとなった。

さらに、昭和57年に農用地開発公団法の一部が改 正され(昭和57年法律第51号)、国際協力事業団等 の委託に基づいて行う海外農業開発に関する調査等 の業務及びこれに関連して必要な情報の収集・整備 の業務が新たに追加された。

しかし、その後の我が国の農業をとりまく情勢の変化に対応するため、また、昭和61年6月の臨時行政改革推進審議会の答申にもかんがみ、昭和63年7月に農用地開発公団法の一部を改正する法律(昭和63年法律第44号)により農用地開発公団が農用地整備公団に改組され、これまで行ってきた農用地造成を中心とした農畜産物の濃密生産団地建設事業にかわる新たな業務として、農業の生産性の向上と農業構造の改善を図るための既耕地の整備を中心とした事業を実施することとなった。

平成9年の閣議決定「特殊法人等の整理合理化について」において、農用地整備公団を廃止し、その業務を森林開発公団に移管することとされ、緑資源公団に改組された。公団の業務の追加に伴い、森林整備及びこれと併せて農用地整備を行い、もって農林業の振興と森林及び農用地の有する公益的機能の維持増進に資することを目的としている。

緑資源公団は現在行っている農用地総合整備事業の実施、調査中の地区の事業のみを継承。海外農業開発の調査業務についても継承し、引き続き実施する。また、食料・農業・農村基本問題調査会の答申(平成10年9月)を踏まえ、森林、農用地の公益的機能を維持増進するため、中山間地域における森林と農用地の一体的な整備を実施することとなった。

平成13年の閣議決定「特殊法人等整理合理化計画」 において、特殊法人等の行う業務及び組織形態の見 直しが行われ、緑資源公団は独立行政法人化される こととなった。

イ 業務内容

緑資源公団は、農業構造の急速な改善の必要な農業地域内において、農用地の整備と土地改良施設の整備を一体として総合的かつ集中的に実施する農用地総合整備事業及び中山間地域における森林の造成と農用地、土地改良施設等の整備を一体的に実施する特定中山間保全整備事業実施している。

広域農業開発事業及び畜産基地建設事業は、農用地の造成を中心に関連する土地改良施設、畜舎その他の農業用施設の整備等を総合的に実施するもので、広域農業開発事業は、10年度、畜産基地建設事業は、11年度に完了した。農用地等緊急保全整備事業は、自然条件の特殊性に起因した障害を除去するために必要な用排水施設の新設又は改良を短期集中的に実施するもので、12年度に完了した。

なお、平成13年の閣議決定「特殊法人等整理合理 化計画」において、農用地総合整備事業は、平成15 年度新規着工までに地権者の同意等所定の手続きが 進められない地区は事業の中止、NTT – A型プロ ジェクトに対する貸付業務については廃止されるこ ととなった。

農用地総合整備事業は、農業的土地資源に恵まれ、 農業構造改善の必要があり、外部インパクト等を活 用して生産性の高い農業生産地域を形成することが 可能な地域において、農用地の整備と土地改良施設 の整備を一体として総合的かつ集中的に実施するも ので(農用地整備面積150ha以上かつ土地改良施設 整備の受益面積が1,000ha以上)、補助率は、工種 毎に内地40%~2/3,北海道40~80%以内の補助率 を基礎とする総合補助率である。

特定中山間保全整備事業は、中山間地域の森林と 農用地が混在する地域で、必要な施業が行われてい ない森林や耕作放棄地が増加しており、森林及び農 用地のもつ公益的機能の低下が下流の都市部にも影 響することが懸念されている。このため、本事業で は、水源林造成の指定地域であって、地勢条件が悪 く、農業の生産条件が不利な地域において、水源林 造成と一体として森林及び農用地の整備を行い、水 源かん養をはじめとした公益的機能の維持増進を図 る。補助率は55%以内(基幹農林道は2/3以内) である。

ウ 業務の実施状況

(ア) 緑資源公団国内業務

a 農用地総合整備事業

元年度から事業を実施し、利根沼田区域(群馬県)のほか11区域を継続実施するとともに、下閉伊北区域(岩手県)について新規着工を行った。また、郡山区域(福島県)について全体実施設計を行った。

b 特定中山間保全整備事業

13年度から阿蘇小国郷区域(熊本県)について全体実施設計を行った。

なお、14年度における実施状況は、**表8**のと おりである。

表8 14年度緑資源公団国内事業の実施状況

(単位:千円)

事業名 区域数 事業費 国費 緑資源公団事業 15 28,125,000 19,798,671 農用地総合整備事業 14 27,875,000 19,548,671 特定中山間保全整備事業 1 250,000 250,000

(イ) 緑資源公団海外業務

国際協力事業団からの委託により、マリ国及び ブルキナファソ国にて開発調査を、ならびに、ラ オス国及びチリ国において、技術協力プロジェク トの実施に対する支援業務(村づくり協力)を実 施した。

この他に農林水産省からの補助事業として、海外農業開発に必要な種々の情報の整備、砂漠化や農地・土壌侵食に対処するための技術情報の収集分析や実証調査、地下ダムを利用した環境保全型水資源開発の基礎調査を実施した。

なお、14年度における実施状況は**表9**のとおりである。

表9 14年度緑資源公団海外業務の実施状況

(単位:千円)

(1)受託事業

開発調査 (農業農村開発に関するマスタープラン作成)

マリ国セグー地方南部砂漠化防止計画調査 ブルキナファソ国砂漠化防止対策推進体制検討調査 技術協力プロジェクトの支援業務

ラオス・ヴィエンチャン県農業農村開発計画 チリ・住民参加型農村環境保全計画

受託額 348,491

(2)補助事業

海 外 村 づ く り 基 礎 調 査 補助額 30,000 砂漠化防止等環境保全調査 "207,973 農地・土壌侵食防止対策基礎調査 "190,000 環境保全型水資源開発基礎調査 "55,000

(7) 土地改良調査計画

ア 土地改良調査計画

14年度においては、土地改良事業を計画的かつ円滑に推進するため、国営等地区調査及び地域整備方向検討調査等を行うとともに、基幹的水利施設や農地等の整備状況等を把握する各種基礎調査の一元化及びGISを活用した効率的な調査システムの構築、自然環境情報についての現地調査及び収集・整理した既存情報と併せたデータベース化、事業実施地区を対象とした環境配慮工法の実証的なモデル調査及び環境調査配慮手法の体系化等を実施した。

なお、土地改良調査計画費の詳細については、**表** 10のとおりである。

イ 14年度国営等地区調査

14年度において、実施した地区は表11のとおりである。

表10 14年度土地改良調査計画費

			(単位:千円)
事項	農林水産省	北 海 道	沖縄
土地改良調査計画費	11,615,129	2,874,311	570,108
(農 地)			
農業基盤整備基礎調查費	232,000	16,000	2,000
農業基盤整備支援調査費	171,080	6,350	5,570
広域基盤整備計画調査費	446,000	180,000	-
地域整備方向検討調査費	596,000	270,000	30,000
国営等事業地区計画費	816,000	535,000	90,000
事業計画管理地区調査費	212,865	48,075	13,900
広域農業基盤整備管理調査費	3,533,022	1,600,178	261,817
都道府県営事業地区計画費	193,000	17,000	14,000
計画技術指針作成調查費	148,095	23,600	5,900
農業水利基本調査費	159,063	8,500	2,150
地下水調査費	120,859	15,300	67,200
土地利用計画調査費	42,600	1,600	600
農村整備・活性化基本調査費	141,136	14,900	14,900
地域基本計画調査費	57,000	9,000	_
農業農村整備事業計画検討調査費	221,681	15,000	12,000
農業生産基盤整備推進調査費	30,500	7,500	3,500
農村整備推進調査費	53,800	8,000	-
畑作対応水田基盤管理技術策定調査費	42,200	5,800	_
農村総合開発整備調査費	38,300	_	_
農村振興整備状況調査費	43,600	_	_
農村振興目標・方策調査費	24,900	_	_
農村多面的機能合意形成調査費	13,800	_	_
多面的機能維持増進調査費	125,000	_	_
地すべり調査費	40,000	_	_
農業農村整備推進環境保全技術調査費	140,100	_	_
農業用水資源環境基礎調査費	68,000	9,500	2,500
農業農村環境情報整備調査費	60,000	_	_
技術調査費	3,329,049	24,652	42,192
事業実施調査費	274,213	11,966	278
土地改良事業等推進調査費	52,865	34,907	353
土地改良施設管理調査費	79,811	10,880	1,248
公団事業推進調査費	31,330	133	_
補助事業審査指導費	68,260	470	_
土地改良専門技術者育成対策費	9,000	_	_
農業生産基盤整備調査計画費補助	95,450	18,750	8,750

表11 14年度土地改良調査計画費

				農林	水産省			北	海道			沖	縄	
	区	分												
			継続	新規	計	完了	継続	新規	計	完了	継続	新規	計	完了
土均	也改良事	業地 区	7	2	9	3	7	2	9	1	1	_	1	_
_	-	般	7	2	9	3	5	2	7	_	1	_	1	_
直	重轄明渠:	排水	_	_	_	_	2	_	2	1	_	_	_	_
農地	也再編整備	事業地区	_	_	_	_	1	_	1	_	_	_	_	_
《国	国営地区	計》	7	2	9	3	8	2	10	1	1	_	1	_
農月	月地等整	備地区	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
特定	中山間保全	整備地区	_	1	1	_	_	_	_	_	_	_	_	_
《国	国営等地区	合計》	7	3	10	3	8	2	10	1	1	_	1	_

3 農村整備事業

(1) 農道の整備

農道整備事業は、農業の振興を図る地域において農 道網を有機的かつ合理的に整備することにより、高生 産性農業を促進し、もって農業の近代化を図り、併せ て農村環境の改善に資するため実施されている。

整備された農道は、農業用資機材の運搬、農産物の処理・加工・貯蔵・流通施設等への集荷、それらの施設から市場・消費地へ輸送などに利用されている。また、集落間、農村と都市などを有機的に結び、農村地域の日常交通条件の向上にも役立っている。このように農道整備は、農業農村整備を進める上で重要な役割を果たしている。

ア 広域営農団地農道整備事業

(広域営農団地農道型)

広域営農団地育成対策の一環として策定された 広域営農団地整備計画に基づく団地内の農道網の 基幹となる農道について、都道府県が事業主体と なって行う農道整備事業である。採択要件は受益 面積がおおむね 1,000ha以上、延長がおおむね 10km以上、車道幅員がおおむね5 m以上となっ ている。事業費の50%(水源地域対策特別措置法 及び北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置 法に基づく地域で行うものにあっては55%)の国 庫補助金、都道府県費及び地元負担金を財源とし ている。なお、離島、振興山村、過疎地域、半島 振興対策実施地域、特定農山村地域または急傾斜 地帯で行うものにあっては採択要件が緩和されて いる。

イ 広域営農団地農道整備事業

(アクセス機能強化農道型)

広域営農団地育成対策の一環として、既設の広域営農団地農道に連絡する農道であって、インターチェンジその他の物流拠点へのアクセスを改善する農道について、都道府県が事業主体となって行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね200ha以上、延長がおおむね3km以上、車道幅員がおおむね5m以上、新たにインターチェンジその他の物流拠点が整備された地域であることとなっている。事業費の50%(水源地域対策特別措置農法及び北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法に基づく地域で行うものにあっては55%)の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金を財源としている。

なお、離島、振興山村、過疎地域、半島振興対

策実施地域、特定農山村地域または急傾斜地帯で 行うものにあっては採択要件が緩和されている。

ウ 広域営農団地農道整備事業

(中山間活性化ふれあい支援農道型)

中山間地域の農業振興を図り、道路事業との連携をもって都市と中山間地域の交流拡大及び中山間地域の活性化を計画的・効率的に促進する農道について、都道府県が事業主体となって行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね200ha以上、延長がおおむね3km以上、車道幅員は連携する道路事業と調整が図られたものとなっている。事業費の50%(水源地域対策特別措置法及び北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法に基づく地域で行うものにあっては55%)の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金を財源としている。

エ 一般農道整備事業

農道網の基幹となる農道、樹園地等における 幹支線農道などの整備を、都道府県が事業主体と なって行う農道整備事業である。採択要件は受益 面積がおおむね50ha以上、延長がおおむね1,000 m以上、全幅員がおおむね4.5m以上となってい る。事業費の45%(北海道及び離島50%、奄美群 島65%、沖縄80%)の国庫補助金、都道府県費及 び地元負担金を財源としている。ただし、山村振 興法、過疎地域自立促進特別措置法、半島振興法 に基づき農林水産大臣が指定した基幹農道の新設 または改良を行う事業については、各法の規定に より地元負担金がなく、国庫補助金と都道府県費 を財源としている。

なお、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、半 島振興対策実施地域、または急傾斜地帯で行うも のにあっては採択要件が緩和されている。事業の 実施内容は次のとおりである。

- (ア) 農道の新設または改良((イ)~(オ)以外)
- (イ) 既設農道の舗装整備
- (ウ) 樹園地、野菜指定産地における畑地帯または 田畑輪換を行う水田地帯等における農道網の一 体的整備
- (エ) 自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域等の農業集落を結ぶ農 道の新設または改良
- (オ) 振興山村、過疎地域、または半島振興対策実 施地域において国営農地再編整備事業 (中山間 地域型) と一体的に行う農道整備事業

オ 農道環境整備事業

既設農道等の環境面からの更新整備や、農道機能強化面からの整備水準の向上を主体とした整備を計画的に行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね50ha以上、総事業費が30百万円以上、財源は事業費の45%(北海道及び離島50%、奄美群島65%、沖縄80%)の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金となっている。

カ 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業

農業用機械にかかる揮発油税の減免措置の身替りとして、都道府県または市町村等が事業主体となって行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね50ha以上、総事業費が1億円以上、車道幅員がおおむね4m以上となっている。

なお、北海道、沖縄県、離島、奄美群島、特別 豪雪地帯、振興山村、過疎地域、水源地域、半島 振興対策実施地域または急傾斜地帯で行うものに あっては採択要件が緩和されている。

財源は事業費の50% (北海道及び離島55%、奄 美群島75%、沖縄85%)の国庫補助金、都道府県 費及び地元負担金となっている。

通称「農免農道」と呼ばれている。

平成14年度における農道整備事業の実施状況は 表12のとおりである。

表12 平成14年度農道整備事業の実施状況

事 業 区 分 地区数 国費額千円 広域営農団地農道整備事業 261 46,998,000 一 般 農 道 整 備 事 業 461 11,817,199 農 免 農 道 整 備 事 業 649 31,555,000

(2) 農村総合整備事業

ア農村総合整備事業

本事業は、農業及び農村の健全な発展並びに国土の均衡ある発展を図るため、都道府県により、地域における自然的、社会的諸条件等を踏まえつつ、農業生産基盤(農業用用排水施設、ほ場整備、農道等)、生活環境施設(農業集落道、農村公園緑地、集落防災安全施設等)及び都市農村交流施設(コミュニティー施設、情報基盤施設等)の整備を、地域ニーズに合わせてメニュー方式で総合的に実施するものである。なお、本事業は、平成13年度より新規採択を取り止めている。

農村総合整備事業の実施状況を以下に示す。

実施地区数 28 国費 2.376百万円

イ 農村総合整備統合補助事業

本事業は、平成12年度に第2次地方分権推進計画 の趣旨を踏まえて、農村総合整備事業を市町村、土 地改良区等が行う場合を対象に統合補助事業を創設 したものである。なお、本事業は、平成13年度より 新規採択を取り止めている。

農村総合整備統合補助事業の実施状況を以下に示す。 国費 13,151百万円

ウ 集落基盤整備事業

本事業は、都市近郊地域等における農地のスプロール的かい廃による農業生産性及び土地利用の効率性の低下を防止するため、都道府県又は市町村により、農業と調和した土地利用の整序化を図りつつ、農業生産基盤の整備、農村集落の良好な定住条件の整備及び農村地域の交流基盤の整備を一体的に実施するものである。

集落基盤整備事業の実施状況を以下に示す。

実施地区数 4 国費 89百万円

工 集落地域整備統合補助事業

本事業は、農村における適正な土地利用に留意し健全な農村地域社会を建設するため、農業集落が農村地域において農業生産活動と地域生活の最小単位であることに着目し、1~数個の農業集落を対象として、市町村、土地改良区等により、農業集落を単位とした農業生産基盤の整備及びこれと関連する生活環境基盤の整備を総合的に実施するものである。 集落地域整備統合補助事業の実施状況を以下に示す。新規採択地区数 9 国費 1,825百万円

才 地域開発関連整備

(ア) 土地利用秩序形成型

土地利用型農業の構造改善と地域活性化対策の 強化、高付加価値農業の生産基盤整備を推進する ため、都道府県が定める土地利用調整計画及び高 付加価値農業振興計画に従って行うものであって、 受益面積おおむね20ha以上、国庫補助率50%で 実施した。

(イ) 地域整備関連促進型

地域整備関連総合整備事業は、地域において展開される社会資本や定住環境の整備、就業機会の増大等を目的とした地域の活性化に資すると認められる構想等と連携を図りつつ、農業生産基盤及び農村地域の生活環境基盤を総合的に整備し、当該構想の円滑な推進と農業の生産性の向上等を図ることを目的に実施するもので、農業用用排水施設、農道、暗渠排水、客土、区画整理のいずれか又は2以上の受益面積の合計が都道府県営の場合20ha以上、団体営の場合10ha以上となる地区について国庫補助率50% (特殊地域55%)で実施した。

(3) 農村振興総合整備事業

ア農村振興総合整備事業

本事業は、地域が自ら考え設定する個性ある農村 振興の目標の達成が図れるよう、地域住民の参加の下、 関係府省との連携を図りつつ、都道府県により、地域 の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備と農村 生活環境の整備等を総合的に実施するものである。

農村振興総合整備事業の実施状況を以下に示す。 実施地区数 111 国費 7,587百万円

イ 農村振興総合整備統合補助事業

本事業の実施内容は、上記アの事業と同一であるが、市町村、土地改良区等が行う場合を対象に統合補助事業として実施するものである。

農村振興総合整備統合補助事業の実施状況を以下 に示す。

新規採択地区数 22 国費 6,392百万円

(4) 田園整備事業

ア 田園空間整備事業

本事業は、農村の有する豊かな自然、伝統文化等 多面的機能を再評価し、農村地域の活性化に資する 各種公共公益施設用地の整備と伝統的農業施設及び 美しい農村景観等の保全・復元に配慮した整備等を 総合的に行い、魅力ある田園づくりによる都市との 共生の推進に資するものである。

田園空間整備事業の実施状況を以下に示す。

実施地区数 52 国費 3,722百万円

イ 田園交流基盤整備事業

田園空間整備事業と併せて、農村の活性化に資する集落間の連絡に必要な農業集落道等の交流基盤の 整備を行うものである。

田園交流基盤整備事業の実施状況を以下に示す。 実施地区数 7 国費 547百万円

(5) 地域用水環境整備事業

ア 地域用水環境整備事業

農業用水は農業水利施設を通じて、農業生産以外に、生活、防火、消流雪用水、水質浄化用水、景観・生態系の保全など多面的な機能(地域用水機能)を有しており、このような地域用水機能は、国民の価値観の変化や農村地域における混住化等の進展の中で、地域住民への憩いと安らぎの空間の提供等、その一層の発揮が求められてきている。

本事業は、適切な維持管理を確保しつつ、地域住 民のニーズに即して地域用水機能を適切に発揮させ ていくための以下の整備を行うものである。

(ア) 地域用水環境整備型

農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に、 地域用水機能の維持・増進を図るための施設の整 備を実施。
 実施地区数
 239
 国費
 6,845百万円

 新規採択地区数
 24
 新規採択総事業費
 73億円

 (4) 歴史的施設保全型

文化財としての価値を有する農業水利施設等の土 地改良施設を対象に、その歴史的な価値に配慮しつ つ、施設の補修等を実施。

実施地区数 2 国費 71百万円

(6) 農業集落排水事業

近年の農業社会における混住化の進展、生活水準の向上等により、農業用用排水の水質汚濁が進行し、農作物の成育障害、土地改良施設の維持管理費の増大等の問題が生じている。このため、農業用用排水の水質保全、農業用用排水施設の機能維持及び農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設を整備し、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成に資することを目的として、昭和58年度から農業集落排水事業として発足させたものである。

また、農村地域における資源循環の促進の観点から、 平成14年度より集落排水汚泥や処理水のリサイクル計 画の策定を新規採択にあたっての要件とした。

国庫補助率は50% (内地、北海道)・60% (奄美) 及び75% (沖縄) であり、平成14年度には継続930地 区の事業を実施するとともに、175地区について新規 着工を行った。

また、都市に比較して立ち遅れている生活排水処理 施設の整備促進を図るため、地方単独事業を活用した 農業集落排水緊急整備事業(平成5年度から平成14年 度までに着手する事業)を継続して実施した。

農業集落排水事業の実施状況

(単位:千円)

14年度

農業集落排水事業 147,201,000 113,680,000

(7) 中山間地域総合整備事業

13年度

自然的、経済的、社会的条件に恵まれない中山間地域に対して、農業農村の活性化を図るとともに、併せて地域における定住の促進、国土・環境保全等に資するために、それぞれの地域の立地条件に沿った農業の展開方向を探り、農業生産基盤と農村生活環境等の整備を総合的に行うものである。

事業対象地域は、①過疎地域自立促進特別措置法、 山村振興法、離島振興法、半島振興法、特定農山村法 による指定を受けた市町村または準ずる市町村、②採 択面積は、生産基盤整備事業に係る受益面積の合計が 都道府県営事業の場合はおおむね60ha以上、市町村 営事業の場合はおおむね20ha以上を対象とする。

国庫補助率は、55%(北海道55%、離島60%、沖縄75%、奄美70%)で都道府県営事業、市町村営事業とも同じである。

14年度における実施地区数は、589地区 (うち新規 68地区)

	13年度	14年度
中山間地域	(千円)	(千円)
総合整備事業	86,208,701	64,439,000

4 農地等保全管理事業

(1) 農地防災事業等

農地防災等の事業は、農用地及び農業用施設の自然 災害の発生の未然防止又は土壌の汚染、農業用水の汚 濁の除去、若しくは地盤の沈下に起因して生じた農用 地及び農業用施設の効用の低下の回復等を行うことに よって農業生産の維持と農業経営の安定を図ることを 目的としている事業で、次の予算科目に区分されている。

(項) 農地等保全管理事業費

- (目) 国営総合農地防災事業費
- (目) 直轄地すべり対策事業費
- (目) 農地防災事業費補助(防災ダム、ため池

等整備、湛水防除事業費補助)

- (目) 農地保全事業費補助(地すべり対策、農 地保全整備事業費補助)
- (目) 農村環境保全対策事業費補助(水質保全対策、公害防除特別土地改良、地盤沈下対策、総合農地防災事業費補助)

(項) 農村整備事業費

- (目) 中山間総合整備事業費補助(中山間地域 総合農地防災事業費補助)
- (項) 農業施設災害関連事業費
 - (目) 鉱毒対策事業費補助

これらの事業は、土地改良法(昭和24年法律第195号)、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)に基づくほか、事業の実施については、農地防災事業実施要綱(40年12月24日40農地 D第1829号)、農地保全に係る地すべり等防止事業実施要綱(42年3月8日42農地 D第24号)、農地保全に係る地すべり等防止施設補修事業実施要綱(60年4月5日60構改 D第395号)、公害防除特別土地改良事業実施要綱(47年1月11日46農地 D第808号)及び国営総合農地防災事業実施要綱(元年7月7日元構改 D第486号)等に基づいて計画的に行われている。

14年度における各事業の実施状況は、表13のとおりである。

表13 14年度農地防災等事業の実施状況

	実	施額	, <u>-</u> ,	地	()は全i X 数	計地区で外数
				HE 1	\	
区分	* 事 業 費 (千円)	国 費 (千円)	継続	新 規	計	完 了
国営総合農地防災事業	54, 416, 188	41, 464, 775	(3) 24	2	(3) 26	1
直轄地すべり対策事業	6,340,389	6, 340, 389	7	0	7	0
農地防災事業						
防災ダム事業	7, 181, 843	3,800,322	56	7	63	14
ため池等整備事業	40, 346, 864	21,024,924	915	373	1,288	422
湛 水 防 除 事 業	24,518,633	12, 539, 754	203	22	225	33
農地保全事業						
地すべり対策事業	11, 428, 622	5, 701, 760	421	50	471	89
農地保全整備事業	11,881,553	6, 443, 240	206	12	218	34
農村環境保全対策事業						
水質保全対策事業	6,041,941	3, 576, 125	66	6	72	12
公害防除特別土地改良事業	1,851,606	959, 407	5	0	5	1
地盤沈下対策事業	6,508,514	3,546,000	33	3	36	4
総合農地防災事業	3,593,508	1, 940, 468	20	3	23	3
中山間総合整備事業						
中山間地域総合農地防災事業	3,611,312	1,977,000	66	14	80	12
農業用施設災害関連事業						
鉱 毒 対 策 事 業	1,102,000	551,000	3	0	3	0
計	178, 822, 973	109, 865, 164	2,025	492	2,517	625

(2) 土地改良施設の管理

近年の国営土地改良事業をはじめとする各種の土地 改良事業の進展に伴い、農業用用排水施設など数多く の土地改良施設が造成されている。

こうした土地改良施設は、農業生産活動にとって 基本的な施設であるばかりでなく、地域社会にとって も公益的機能を有する社会資本としての位置づけが高 まっており、土地改良施設を長期にわたって維持保全 していくことが農業はもとより社会経済活動にとって も重要な課題となっている。

ア 国営造成施設管理事業等

(ア) 直轄管理事業

国営造成施設のうち、特定の施設について国 が行う管理事業で14年度は5地区で実施した。

(イ) 広域農業水利施設総合管理事業

同一水系において複数の国営造成施設を国が 一元的に管理する事業で14年度は1地区で実施 した。

(ウ) 国営造成施設水利管理事業

国営造成施設等に係る水利権の更新協議に必要な資料の作成等を行う事業で14年度は18地区で実施した。

(エ) 国営造成施設権利調整対策事業 国営造成施設である管水路の保全を図るため、 区分地上権の設定等を行う事業で14年度は1地

区で実施した。

(オ) 国営造成施設県管理補助事業 国営造成施設で、都道府県が管理しているダム、頭首工、排水機場及び防潮水門のうち、一定の施設について国が助成する事業で14年度は30地区で実施した。

(カ) 基幹水利施設管理事業

市町村等が土地改良区と連携を図りつつ、公共・公益性の高い基幹的な国営造成施設の管理 強化を行う事業で14年度は209地区で実施した。

- イ 土地改良施設技術管理事業
 - (ア) 基幹水利施設技術管理強化特別指導事業 基幹的水利施設を管理する土地改良区等に対 して、県土連の技術者が施設の操作、点検、整 備等の指導援助を行う事業で14年度は31道県で 実施した。
 - (イ) 国営造成施設管理体制整備促進事業

国営造成施設の予定管理者である土地改良区 等に対して操作技術の習熟を図る操作体制整備 と、国営造成施設等を管理する土地改良区等の 管理体制整備又は水管理体制の再編整備を行う 事業並びに土地改良財産管理台帳の諸元や図面等の電算システム開発を全土連において実施する事業で14年度は295地区で実施した。

(ウ) 土地改良施設修繕保全事業

国県営造成の基幹水利施設の管理設備の修繕 工事と、機能低下の原因となる汚泥等の除去・ 防止のための保全工事等を緊急に行う事業で14 年度は42地区で実施した。

- (エ) 水利施設総合管理システムモデル事業 広範囲にわたって農業用用排水施設群を管理 する土地改良区等を対象として、総合管理シス テム建設及び効率的な施設管理をモデル的に実 施する事業で14年度は3地区で実施した。
- (オ) 基幹施設管理強化対策事業

国営土地改良事業により造成したダムの上下流における開発行為による洪水時等におけるダム管理の社会的要請に対応するため、ダムの防災機能強化を図る事業で14年度は1地区で実施した。

- (カ) 土地改良施設安全管理推進事業 土地改良施設の安全管理に係る啓発・指導を 行う事業で全土連が実施した。
- (キ) 土地改良施設管理技術強化対策事業 施設管理技術の向上対策強化のため、全土連 が研修を行う事業で14年度は全国8ブロックで 実施した。
- (ク) 緊急野菜産地育成農業水利総合点検整備事業 野菜産地の育成・強化に向けて高度な水利用 を可能とするため、水利施設の補完的整備を14 年度は7地区で実施した。
- (ケ) 農業水利施設保全対策事業

農業水利施設の長寿命化の観点から、的確な 施設の機能診断及び予防保全対策を14年度は17 地区で実施した。

(コ) 農業水利施設台帳整備事業

国営及び国営附帯県営事業により造成された 農業水利施設のうち、土地改良区等が管理して いる施設について、農業水利施設台帳を整備す る事業で14年度は4地区で実施した。

(サ) 農業水利保全支援事業

土地改良区等の利水団体が保有する許可水利 権の申請に関する資料の作成上、利水団体で対 応困難な技術計算の指導等を行う事業で14年度 は4地区で実施した。

(シ) 実施状況 (14年度)

予算額(千円) 834,941

直轄管理事業

広域農業水利施設総合管理事業 379,665 国営造成施設水利管理事業 190,000 国営造成施設権利調整対策事業 42,000 国営造成施設県管理補助事業 1,842,338 基幹水利施設管理事業 1,416,923 基幹水利施設技術管理強化特別指導事業 461,406 国営造成施設管理体制整備促進事業 3,716,763 土地改良施設修繕保全事業 745,659 水利施設総合管理システムモデル事業 24,447 基幹施設管理強化対策事業 3,500 土地改良施設安全管理推進事業 20,000 土地改良施設管理技術強化対策事業 12,000 緊急野菜産地育成農業水利総合点検整備事業 100,800 農業水利施設保全対策事業 300,170 農業水利施設台帳整備事業 8,771 農業水利保全支援事業 16,537

5 海 岸 事 業

海岸法(昭和31年法律第101号)に基づく、海岸保全施設整備事業により、津波、高潮、波浪その他海水による被害から農地を保全するため堤防、突堤、護岸等の海岸保全施設の新設、改良を実施した。また、海岸環境整備事業により国土保全との調和を図りつつ海岸環境の整備を実施するほか、公有地造成護岸等整備事業により公共用地造成の促進を図りつつ海岸保全施設の整備を実施した。なお、第2次地方分権推進計画の趣旨を踏まえて、公有地造成護岸等整備事業について統合補助事業の創設を行った。14年度における海岸保全事業の実施状況は表14のとおりである。

6 災害復旧事業

(1) 概 況

我が国は、気象的、地理的環境から災害が発生しやすく、毎年頻発する台風、集中豪雨、地震、高潮などの災害によって農地の流失、埋没あるいは、河川の堤防、ため池、頭首工などの決壊により農作物などに莫

大な損害を受け、また道路、橋梁の流失によって交通 が途絶するなど、その被害は単に農地、農業用施設の みにとどまらず国民経済の全般に及び、これらによる 有形無形の損失は、計り知れないものがある。

農地及び農業用施設の災害復旧事業は「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)」、農地保全に係る海岸、海岸保全施設及び地すべり防止施設の災害復旧事業は「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」(昭和26年法律第97号)に基づいて行われ、特に激甚な災害については「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)が適用され地元負担額を軽減するなどの特別の助成措置が行われることになっている。また、国営で施行中の事業等が災害を受けた場合の災害復旧事業は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条に基づいて行われることになっている。

災害復旧事業は、その性質上他の公共事業と比べ、 特に迅速な措置が要求されるため緊急に復旧対策を計 画し実施しなければならないことから早期に査定を行 い、事業に必要な経費が不足した場合は補正予算等に より措置されている。

(2) 新 規 災 害

14年に発生した農地、農業用施設及び農地保全に係る海岸、海岸保全施設、地すべり防止施設の被害額は表15のとおりである。

表15 14年災被害額

	₹.		ぐ	}	箇所数	被害額 (千円)
直	轄	•	代	行	1	230,000
農				地	12, 168	13, 111, 000
農	業	用	施	設	12, 121	30, 832, 100
海	岸 保	全	施 設	等	7	680,000
		計			24,297	44, 853, 100

このうち、特に被害の大きい災害について、次の災害を激甚災害として指定し特別の助成措置を行った。

平成14年7月8日から7月12日までの間における豪 雨及び暴風雨9月13日指定 政令第297号

表14 14年度海岸保全事業の実施状況

	夫	施 額		地 区	. 安文	
区 分	事業費	国 費	継続	 新 規	計	完 了
,	(千円)	(千円)	_			
海岸保全施設整備事業(直轄)	4, 162, 346	4, 162, 346	3	0	3	0
海岸保全施設整備事業(補助)	11, 871, 778	6, 359, 900	175	7	182	48
海 岸 環 境 整 備 事 業(補助)	2, 046, 000	682,000	30	0	30	3
公有地造成護岸等整備事業 (統合補助)	60, 000	24, 000	2	0	2	1
計	18, 140, 124	11, 228, 246	210	7	217	52

また、局地的に激甚であった災害については、農地, 農業用施設等の災害で市町村を局地激甚災害の特定地 域として政令で指定し特別の助成措置を行った。

新規発生災害の14年度における事業の実施状況は、 表16のとおりである。

表16 14年度新規発生災害の事業実施状況

区		分	ì	事業費(千円)	玉	費(千円)
直			轄	186, 105		186,000
農			地	4, 391, 679	3,	687,880
農業	用	施	設	13, 716, 420	12,	610, 751
海岸保	全	施 設	等	348, 226		232, 265
	計			18, 642, 430	16,	716, 896
農地災害	関連	区画整	備	0		0
農業用	施	設 関	連	3, 570		1, 785
海岸保全	上施	設等関	連	51, 296		25,648
嬺翴農村	生活	環境施	設	4,000		2,000
災害関連	緊急	地すべ	こり	537, 160		318, 629
	計			596, 026		348, 062
合		計	-	19, 238, 456	17,	064, 958

(3) 過 年 災 害

13年までに発生した災害に係る農地等の災害復旧事業及び災害関連事業のうち13年度に完了しなかったものの、14年度における事業の実施状況は、**表17**のとおりである。

表17 14年度過年災害の事業実施状況

区 分	事業費(千円)	補助金(千円)
直 朝 1 3 年 3	₹'	0
農 出 12年以 13年以	10, 258	9, 650 963, 984
農業用施 12年以 13年以	280, 565	275, 748 2, 315, 545
海岸保全施設等13年災		61, 735
農業用施設関連 13年以	=	0
農地災害関連区画整備 13年災		0
災害関連農村生活環境 12年災 13年災	25, 879	12, 938 0
計	3, 818, 436	3, 639, 600

7 その他の事業

(1) ふるさと水と土ふれあい事業

「中山間ふるさと・水と土保全対策事業」とも連携し、 土地改良施設及びこれと一体的に保全する事が必要な 農地の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動 の活性化を図るため、土地改良施設等の保全整備等を 多様な地域状況に対応して先導的に実施する。

採択基準は、

- ① 過疎地域自立促進活性化特別措置法、山村振興 法、離島振興法、半島振興法及び特定農山村法に よる指定を受けた市町村または準ずる市町村
- ② 地域住民活動促進措置がなされ、これを支援する観点から本事業を実施することが適当と認められる市町村

を対象とする。

都道府県、市町村又は土地改良区が事業主体となり 事業を実施し、補助率は、55% (沖縄にあっては2/ 3)である。

14年度実施地区数は、98地区

13年度(千円) 14年度(千円)

ふるさと水と土 ふれあい事業

2,600,000 1,490,000

(2) 棚田地域等保全整備事業

棚田地域等は、勾配が急などの理由により、農業生産基盤や生活環境施設の整備の遅れ、過疎化・高齢化の進行等により、耕作放棄地が増加しており、多面的機能の低下が懸念されている。このため、棚田地域等において、営農の継続を通じた多面的機能の維持を図るため、地域の実情に即した簡易な整備等を実施する。採択基準は

- ① 勾配 1 / 20以上の農用地が当該地域の全農用地面積の 1 / 2 以上を占める地域
- ② 受益面積 1 ha以上
- ③ 受益戸数3戸以上

都道府県、市町村または土地改良区が事業主体となり事業を実施し、補助率は、55%(計画策定事業と棚田保全推進事業は50%)

14年度実施地区数は、80地区

	13年度(千円)	14年度(千円)
棚田地域等保全 整備事業	1,550,000	1,080,000

(3) 農村振興地域情報基盤整備事業

本事業は、農村地域における高度情報通信基盤を整備し、地域内の地方公共団体、農協、土地改良区等のネットワークを構築することにより、農業を中心とした地域情報の集積・共有・利活用による農業の高度化と農村の活性化を推進するものである。

農村振興地域情報基盤整備事業の実施状況を以下に 示す。

実施地区数 12 国費 966百万円

(4) 農村振興都市近郊交流基盤整備事業

本事業は、農業・農村の多面的機能が効果的に発揮され、都市住民に広く理解されるよう、都市近郊農地の環境整備や交流施設の整備等を総合的に実施するものである。

農村振興都市近郊交流基盤整備事業の実施状況を以下に示す。

実施地区数 3 国費 60百万円

第4節 土地改良制度等

1 土地改良制度

(1) 土地改良団体の運営等

ア 土地改良区、土地改良区連合及び土地改良事業団 体連合会の設立状況等

(ア) 設立等

平成14年度末における土地改良区及び土地改良 区連合の地区数等は表18のとおりであり、土地改 良事業団体連合会の団体数等は、下記のとおりで ある。

表18 土地改良区等の地区数・面積

	土地改良区	同 連 合	計
前年度地区数	6,816	89	6,905
本年度設立地区数	47	1	48
本年度解散地区数	258	5	263
現 在 地 区 数	6,605	85	6,690
の ベ 面 積 (ha)	2,939,856	319,602	3, 259, 458

土地改良事業団体連合会 48団体、都道府県土地改 良事業団体連合会9,191会員(うち土地改良区(土地 改良区連合を含む)5,807、市町村3,151、農業協同組 合等233)

(イ) 検査

土地改良法第132条に基づき、土地改良区及び 土地改良区連合並びに土地改良事業団体連合会の 検査を実施している。毎年度当初に土地改良区等 の業務運営の状況及び財務内容等を勘案して検査 計画を作成し、この計画に基づき農林水産大臣の 検査地区と都道府県知事の検査地区に区分し、検 査を実施している。1土地改良区当たり3年に1 回の割合で検査を行うこととしている。

イ 国営関連土地改良区整備強化対策

国営土地改良事業の受益地域を地区とする土地改良区で組織基盤が弱く、業務執行体制が不備なものについて濃密な指導を行い、その業務の円滑な推進を図ることを目的とするものである。

ウ 土地改良推進対策

最近における農村社会の都市化、混住化、農家意識の多様化等を背景として、土地改良事業の工事の 実施、土地改良施設の管理、土地改良区の運営等に 関する諸問題が累積し、かつ複雑化する傾向がある。

このため、都道府県段階で都道府県土地改良事業 団体連合会に土地改良管理指導センターを設置し、 ①土地改良施設の管理指導、②土地改良事業に関す る相談等の業務を実施する。また、これにあわせて 当該土地改良管理指導センターの活動に対する積極 的な指導調整等を行うことを目的として中央段階に 中央土地改良管理指導センターを設置し、①都道府 県土地改良管理指導センターの組織運営及び業務活 動についての指導及び情報の提供、②都道府県土地 改良管理指導センターの専門指導員の資質の向上を 図るための研修会の開催等を実施した。

なお、平成14年度は、2億2,661万円を計上し、 全国土地改良事業団体連合会及び都道府県土地改良 事業団体連合会が実施した上記各事業に対し助成を 行った。

エ 土地改良施設維持管理適正化事業

近年、土地改良事業の実施に伴い、土地改良施設の整備が急速に進展し、造成された施設も大幅に増加してきており、その整備補修がきわめて重要な課題となっている。土地改良施設の整備補修については、本来土地改良区等、土地改良施設の管理者自らがこれを行うべきであるが、近年における農村環境等の変化が大きく、これに即応した対策が必ずしも円滑に行われにくい実情にある。

このような実情にかんがみ、全国土地改良事業団体連合会に土地改良区等による施設整備補修のための資金を造成し、この資金を利用して土地改良施設の定期的整備補修を行う土地改良施設維持管理適正化事業を実施し、土地改良区等土地改良施設管理者の管理意識の昂揚と、土地改良施設の機能の維持と耐用年数の確保に努めている。

なお、平成13年度から、土地改良区の統合整備の 円滑化を図り、もって土地改良施設の適正な維持管 理を推進するため、土地改良区の統合整備に伴い必 要となる土地改良施設の整備補修に要する土地改良 区統合整備連携緊急対策事業を追加した。

また、生産調整に伴う地域営農の変化に対応した 用排水の管理の改善合理化を図るため、市町村生産 調整推進基本計画に資するために当該地域の土地改 良区が管理する施設についての整備改善計画を策定 し、その計画に定められた施設の整備改善を行う施 設改善対策事業を実施するとともに、一定水準以上の団地化が図られる地区に対しては、事業実施土地改良区等が事業実施年度に負担する転作の団地化に伴う施設改善対策事業の増嵩分(事業費の2割を限度)に対して助成する団地化対策事業を実施した。なお、平成14年度の実施状況は、表19のとおりである。

表19 土地改良施設維持管理適正化事業の実施状況

(単位:千円)

13年度 14年度 年間総事業費 13,745,860 13,417,507 国庫補助額 4,218,846 4,105,305

才 土地改良区総合強化対策

土地改良区は、土地改良事業の実施や当該事業で造成された施設の管理等土地改良事業を推進する中核的な団体であり、今後、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体を早期に育成していくためには、地域の地縁団体として地区内農地の情報に通じ、農業用水を管理している土地改良区が水と土についての調整機能を十分に発揮していく必要がある。しかしながら、近年の農村地域の都市化・混住化の進行等の中で土地改良区の組織・財政基盤が脆弱化してきており、また、末端の水管理や施設の整備補修に集落機能を期待し得ない事態が生じてきている。

このような実情にかんがみ、①土地改良区がおお むね10年を見通した土地改良区組織運営の在り方等 の基本となる構想及び地域の実情に応じて統合整備 関連構想、集落管理区分調整関連構想、適正管理区 域関連構想又は土地利用調整関連構想のいずれかの 活性化重点構想を策定する活性化構想策定事業、② 土地改良事業団体連合会の支援の下、都道府県の統 合整備基本計画及び活性化構想に基づき土地改良区 の合併、合同事務所の設置や土地改良施設の維持管 理体制の再編整備を行う統合再編整備事業、③都市 化・混住化による農外利用の影響を受けている農業 用用排水路などを管理する土地改良区が、市町村と 管理費用の分担計画の策定を行う「市町村協議型」、 平成13年度から土地改良区の管理負担を軽減するた め、地域住民と協定を締結し、地域住民の土地改良 施設管理への参画を促す「地域住民参画型」からな る農業用用排水路等利用調整活用促進事業、④集落 管理組織の脆弱化に対処し、今後とも農業用用排水 施設の適正な維持管理を図るため、農業用水管理系 統再編計画の策定を行う農業用水管理系統再編整備 事業を実施した。

なお、平成14年度予算額は、2億5,194万円である。

(2) 農用地の集団化

ア 換地処分等促進対策

換地処分等の促進を図るため、全国土地改良事業 団体連合会に中央換地センターを、都道府県土地改 良事業団体連合会に道府県換地センターを設置する とともに、都道府県、中央換地センター、道府県換 地センター及び全国農業会議所による換地処分又は 交換分合に関する講習、指導等の啓発普及、技術者 育成対策、異議紛争の処理対策及び農地の連坦化の 促進指導活動等を実施した。

なお、平成14年度予算額は、3億1,631万円を計 上し、上記各事業に対し助成を行った。

イ 農用地集団化事業

(ア) 交換分合及び換地処分による農用地の集団化 分散した農用地の集団化を図り、土地条件を整備することは農業の生産性の向上と農業構造の改善を図る上できわめて重要であるので、土地改良法に基づき、ほ場整備事業等に伴いその事業主体が行う換地処分及び農業委員会等が実施主体として行う交換分合を実施した。

(イ) 交換分合附帯農道等の実施

農用地の交換条件を整備し、集団化事業の推進を図るとともに大型機械の導入による労働力の節減など集団化効果を一層向上させるため、交換分合事業と一体の計画のもとに実施する農道等の整備、ほ場均平の整備を実施した。

(ウ) 農用地集団化事業の実施状況

平成14年度における事業の実施状況は**表20**のとおりである。

表20 農用地集団化事業実施状況

種別	事業費 (千円)	補助金 (千円)
農用地集団化事業		
農林水産省	463, 186	247, 776
北 海 道	281, 943	153,004
沖縄	7,615	6,042
計	752,744	406, 822
交換分合附帯農道等		
農林水産省	0	0
北 海 道	45,857	25,178
沖 縄	_	_
計	61,163	25, 178

(注) 事業量欄は、換地等調整及び交換分合の地区数 と面積である。

(3) 土地改良財産の管理及び処分

国営土地改良事業で造成した施設等(土地改良財産)については、土地改良法第94条の規定により農林水産大臣がこれを管理し処分することとなっている。この場合において、その管理は原則として土地改良区等に委託することとしており、14年度末までに土地改良財産を管理委託した実績は、表21のとおりである。

表21 管理委託実績(14年度末)

国営土地改良事業完了

地区数

1,563地区

管理委託済施設数

ダム、頭首工、揚水機場等

1,224施設

水路、道路

14,845km

(4) 融 資 関 係

ア 農業基盤整備資金(耕地)

本資金は、農業の生産力の増大及び生産性の向上 を図るための農業生産基盤の整備や農村環境基盤の 整備を図るための長期・低利の資金である。

農林漁業金融公庫の貸付実績額は、表22のとおりである。

また、沖縄振興開発金融公庫の貸付実績額は補助残資金2,274万円で前年比120.7%、非補助資金は融資実績なしで、合計2,274万円で前年比120.7%となった。

イ 担い手育成農地集積資金

本資金は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対し農用地の利用集積が図られる特定の土地改良事業の実施に必要な費用の一部を土地改良区等に無利子で貸し付ける資金で平成5年度に創設されたものである。

農林漁業金融公庫の貸付実績額は、**表22**のとおり。 また、沖縄振興開発金融公庫の貸付実績額が4,604 万円で前年比114.8%であった。

表22 14年度貸付実績額

			1 000001300	NO THAT	
				(単位:	百万円,%)
			14年度貸付	13年度貸付	A/B
			実績額 A	実績額 B	
農業基	盤整備資	金			
(耕地)		27,052	36, 108	74.9
補		助	19,720	25, 283	78.0
県		営	15,699	19,949	78.7
団	体	営	4,021	5,334	75.4
非	補	助	7,332	10,825	67.7
_		般	7,332	10,825	67.7
利	子 軽	減	0	0	0
担い手育成農地集					
積資金			13,404	15,920	84.2
合		計	40,456	52,028	77.8
(注)	農林漁業	金融	公庫「業務統	計」による。	

(5) 土地改良負担金総合償還対策事業

本事業は、財団法人全国土地改良資金協会に、国の助成により2年度から6年度までの5年間に1,000億円、また、UR対策として7年度から12年度までの6年間に新たに1,000億円の合計2,000億円の土地改良負担金対策資金を造成し、この資金の活用により負担金の償還が困難な地区に対し、次の事業を行うものである。

ア 土地改良負担金償還平準化事業

本事業は、一定の要件を満たす地区において、負担金の水準が一定以上の期間について、その一定額(平準化目標額)を超える部分を土地改良区等が融資機関から資金を借り入れて後年に繰り延べることにより償還の平準化を図る場合に、借入利率が無利子となるよう利子補給するものである。

平成14年度末現在で、802地区認定している。

イ 担い手育成支援事業

本事業は、一定の要件を満たす担い手への農用地利用集積に積極的に取り組む地区に対して、負担金の水準が一定以上の期間について、負担金の償還利率が2.0%を超える利息相当額を土地改良区等に対し助成するものである。

平成14年度末現在で1,692地区認定している。

ウ 土地改良負担金償還円滑化事業

本事業は、昭和63年度に創設された土地改良事業 償還円滑化特別対策事業を継続したものであり、土 地改良区が農協等の資金(円滑化資金)を借り入れ、 これを土地改良事業等の償還金に充てることにより 償還の円滑化を図った場合に、当該借入金に係る金 利の一部について利子補給を行うものである。

平成14年度末現在で、27地区認定している。

工 特別型国営事業計画償還助成事業

本事業は、農家等の負担分について財投資金を借り入れている特別型の国営土地改良事業地区等のうち、負担金の円滑な償還が困難となっている地区を対象に、償還時における利息の一部の助成を行うものである。

平成14年度末現在で、39地区指定している。

才 平成5年度冷災害被災地域土地改良負担金償還円 滑化特別事業

本事業は、平成5年度の低温等による被害の甚大さにかんがみ、大規模な被害を受けた農業者を多数抱え、負担金の償還が困難となっている土地改良区等を対象に、平成5年度の特例的な事業として創設されたものである。

このうち、特別利子補給事業については、土地改 良区等が償還金を農協等から借り換えて繰延べ返済 するのに要する借換資金の利子の金額に対して利子 補給するものであり、平成5年度に認定した58地区 に対し、平成14年度は52地区分の利子補給を行った。

2 農業水利関係

河川法第35条第1項の規定による水利使用に関する 処分の協議

国土交通大臣は、水利使用に関する河川法第23条、第24条及び第26条第1項の許可若しくは認可又は第34条第1項の承認に係る申請に対する処分をしようとするときは、河川法第35条第1項の規定に基づき関係行政機関の長に協議しなければならないことになっている。

これにより、国土交通大臣は、取水量が毎秒1㎡以上又はかんがい面積が300ha以上のかんがいのための水利使用に係る許可、認可の処分をしようとするときには、農林水産大臣に協議するものである。

最近の協議件数は表23のとおりである。

表23 河川法第35条第1項の規定による水利使用に関する 処分の協議件数

年度	かんがい	発 電	挊
9	35	5	40
10	30	2	32
11	17	1	18
12	11	2	13
13	19	3	22
14	17	0	17

(注) 発電は、かんがい用水に完全従属する小水力 発電である。